2020/9/9　2020 年度第３回廃棄物減量等推進審議会
資料 1-2

# （仮称）第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画
# （素案）

2021 年３月

町田市

目　次

第１部　基本的事項
第１章　計画策定の目的
１．計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２章　計画策定の基本事項
１．計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２．計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３．計画対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２部　ごみ処理基本計画
第１章　町田市の現状と課題
１．本市を取り巻く社会情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（１）世界的動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（２）国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（３）東京都の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２．ごみ収集・処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（１）ごみ・資源物の分別区分と収集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）ごみ・資源物の収集・処理システム　・・・・・・・・　・・・・・・・・・・・・７
（３）ごみ・資源物の処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
３．ごみ排出量及び処理処分量、温室効果ガス排出量の推移・・・・・・・・・・・・10
（１）排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（２）１人１日当たりの排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（３）焼却処理量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（４）資源化量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（５）最終処分量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（６）温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
４．他市との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（１）多摩地域各市との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（２）類似都市との比較　　・・・・・・・・・・・・　・・・・・・・・・・・・・・・17
５．ごみ処理費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
６．一般廃棄物資源化基本計画（2011 年 3 月策定）の評価　・・・・・・・・・・・21
（１）目標の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
７．課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（１）ごみの発生抑制に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（２）資源化率の向上に向けたリサイクルの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（３）資源ごみの安定的な処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（４）社会情勢や環境変化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（５）災害対応能力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
（６）確実なごみ収集の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
（７）コスト意識をもった施策への展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
第２章　計画の基本的な考え方
１．基本理念・基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
２．目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（１）将来推計人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（２）将来のごみ排出量の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（３）目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
（４）目標達成時のごみ量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

第３章　施策
１．施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
２．施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
３．目標年度における分別収集区分と処理処分方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
（１）ごみ・資源の分別収集区分と収集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
（２）目標年度における中間処理・最終処分方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
第４章　計画の進行管理
１．進捗状況の点検、評価、見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

第３部　生活排水処理基本計画
第１章　現状
１．計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
２．計画目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
３．生活排水処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
４．し尿の処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
５．収集・運搬方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
６．合併処理浄化槽の普及促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
７．浄化槽の適正な維持管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
８．施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
第２章　今後の取組
１．今後の発生量予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
２．今後の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

資料編
１．町田市の概況
２．用語解説
３．ごみ組成調査の概要
４．廃棄物減量等推進審議会の開催について
５．パブリックコメントの実施結果

# 第１部

# 基本的事項

# 第１章　計画策定の目的

## １．計画の背景

町田市（以下、「本市」という。）では、2005 年 10 月のごみの有料化開始以降、市民・事業者・行政の協働のもとにごみの更なる減量や資源化に取り組んでいます。

2011 年 4 月には「町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、ごみとして処理する量の減量・資源化に取り組んできました。さらに、2015 年 11 月には前計画の目標を達成するため、市民・事業者・行政が行うべき事項及び重点的・優先的に取り組む施策を示した「ごみ減量アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定し、地域と共生する新しい持続可能な循環型社会の形成を目指し、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、本市の廃棄物処理システムを支える中間処理施設の建設に向けて様々な施策を進めてきました。

前計画の策定から 10 年を迎えるにあたり、ごみ量の推移やその質の変化、近年の関連法制度等の改定、社会情勢の変化といった本市を取り巻く現状を踏まえ、その課題へ対応することが求められます。

こうした状況の中、本市の責務である一般廃棄物の処理について、さらなる減量や資源化等の取組に向けた長期的な視点に立った新たな方針を明確にするため、「第 2 次町田市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

# 第２章　計画策定の基本事項

## １．計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理法基本方針を踏まえ、本市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

図 1-1　基本計画の位置付け

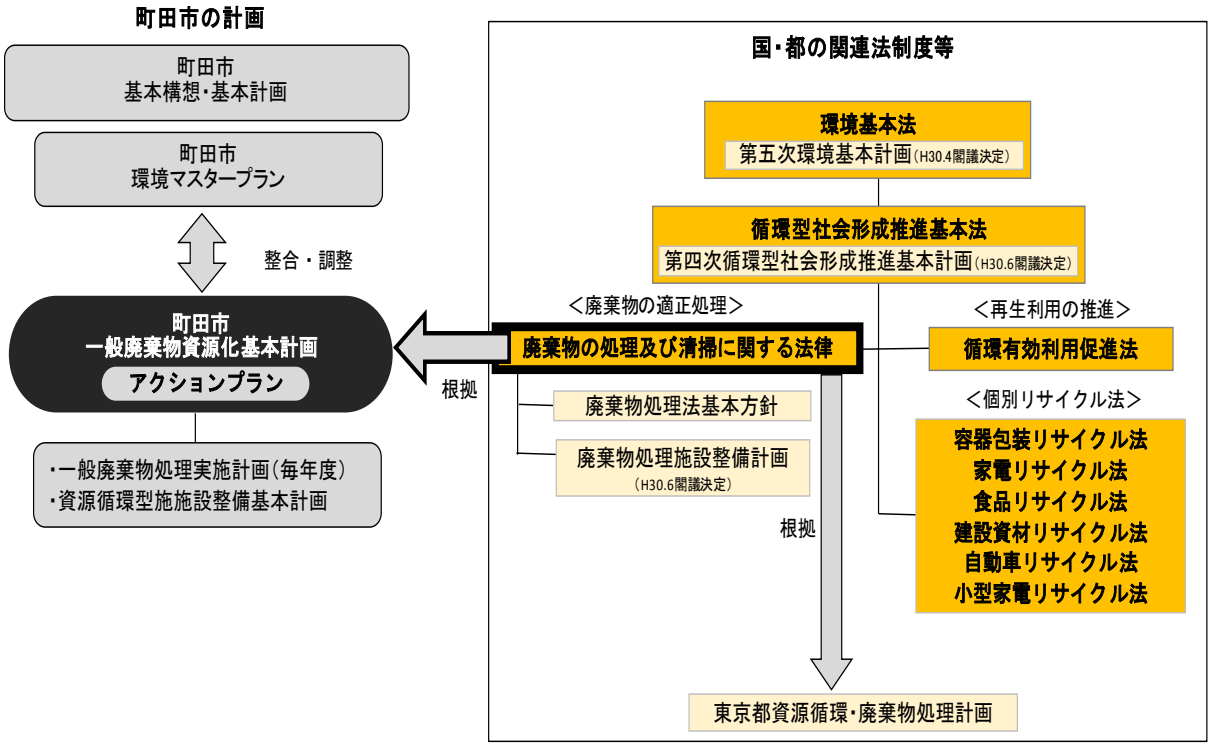

## ２．計画期間

本計画の、計画期間は 2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。また、中間目標年度を 2025 年度に設定し、事業の進捗状況等を踏まえ、計画の見直しを行います。

なお、町田市バイオエネルギーセンター稼働後のごみ量の変化や、国や東京都における方針の転換など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行うこととします。

図 1-2　計画の期間

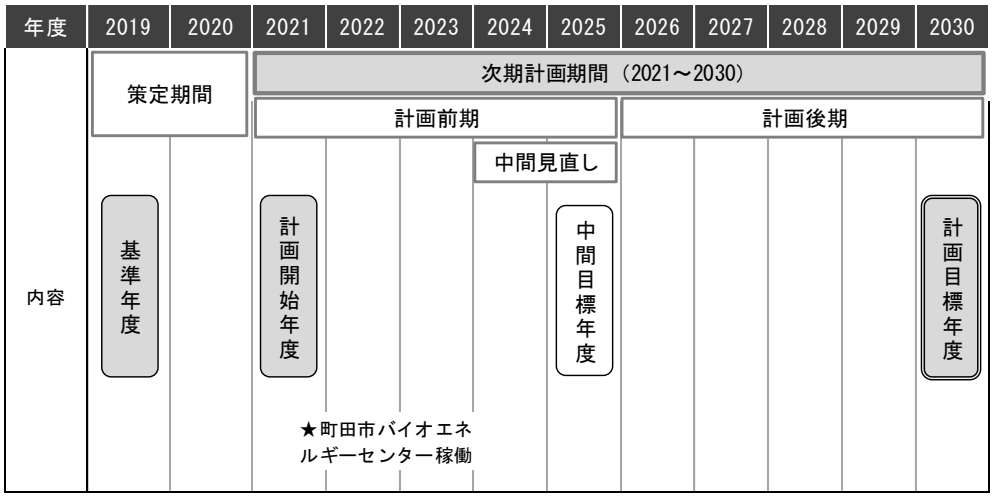


## ３．計画対象

本計画の対象地域は、本市の行政区域全域とします。また、計画の適用範囲は、本市で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。

図 1-3　一般廃棄物資源化計画の適用範囲

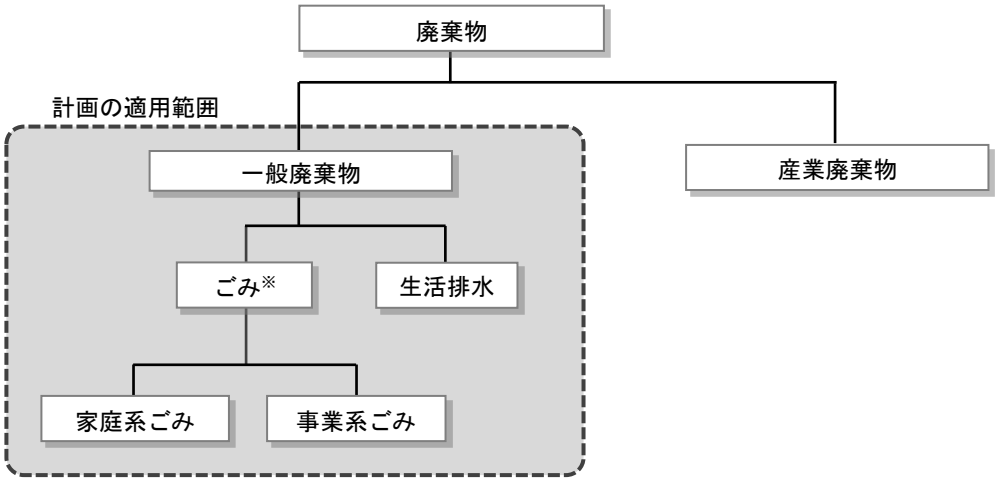


※ごみには資源を含む

# 第２部

# ごみ処理基本計画

# 第１章　町田市の現状と課題

## １．本市を取り巻く社会情勢

### （１）世界的動向

近年、気候変動や天然資源の枯渇等、地球規模の危機が進行している中、2015 年 9 月の国連総会で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。そこで示された持続可能な開発目標（SDGs）は世界共通の行動目標であり、2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットを掲げています。廃棄物に係るターゲットとしては、食品ロスの半減により食料の損失を減少させることや廃棄物の発生を大幅に削減することが示されています。

また、海洋プラスチック問題や中国等の廃プラスチック類輸入規制なども喫緊の課題として挙げられます。海洋プラスチック問題は、製造・消費されたプラスチックの処理が適正に行われず、その多くが河川・海に流入し、自然分解することなくそのままあるいは破砕・細分化されて残り続け、生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境への影響のほか、観光・漁業への影響や船舶航行への障害など、様々な影響が懸念されており、世界全体での取組が必要となっています。廃プラスチックに対する中国や東南アジア諸国による廃棄物輸入規制等については、2017 年末に中国が国内の環境汚染防止を理由に廃プラスチック等の輸入禁止措置を実施し、これを受けて東南アジア諸国も輸入基準を厳格化する等の動きが見られます。日本を含む先進国の資源循環の前提のひとつであった廃プラスチックのアジア諸国への輸出が規制されたことで、国内での貯留量が増加傾向となっており、各国で処理の問題やプラスチック製品の使用・排出抑制も含め、様々な対応策が急がれています。

### （２）国の動向

国は、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする廃棄物・リサイクル関連法（「容器包装リサイクル法」、「食品リサイクル法」等）を制定し、特にＳＤＧｓの採択後、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（2019 年 10 月）を施行するなど、循環型社会の形成に関する取組に力を入れています。

2018 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、“多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化”、“ライフサイクル全体での徹底的な資源循環”などを掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。7 つの方向性ごとに可能な限り具体的な数値目標を設定するととも

に、各主体の連携や期待される役割を示しています。

また、近年頻発する大雨による河川の氾濫や土砂災害等では、大量の災害廃棄物が発生し、長期間にわたり市民生活に多大な影響を及ぼしています。こうした自然災害への対応を強化するため、「ごみ処理基本計画策定指針」（2016 年改定）では、市町村における災害廃棄物処理計画の策定、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保や広域連携等の体制構築を促しています。

### （３）東京都の動向

東京都は、2016 年 1 月 27 日に東京都廃棄物審議会より答申を受け、それまでの計画を見直し、新たに「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」を策定しました。廃棄物の減量や３Ｒ施策の更なる促進により、2050 年を見据えた 2030 年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿として、「良好な都市環境の次世代への継承」に加え、地球規模の環境負荷等低減のため、資源採取段階から環境に配慮していく「持続可能な資源利用への転換」を掲げ、「資源ロスの削減」、「『持続可能な調達』の普及」、「循環的利用の推進と最終処分量の削減」、「適正かつ効率的な処理の推進」、「災害廃棄物の処理体制」を計画目標とし、様々な取組を示しています。

また、2019 年 12 月には「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、気温上昇を 1.5℃に抑え、2050 年までにＣＯ２排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、具体的な取組・ロードマップを取りまとめました。また、重点的対策のひとつとして「プラスチック削減プログラム」が策定されたほか、廃棄物関連では、「３Ｒの推進」、「食品ロス対策」について 2050 年のゴールに向けて、進むための重要なマイルストーンとなる 2030 年目標（ターゲット）とアクションが掲げられ、都民、企業、NGO、区市町村など、多様な主体が力を合わせて持続可能で魅力あふれる都市・東京の構築を目指しています。

## ２．ごみ収集・処理体制

### （１）ごみ・資源物の分別区分と収集方法

本市のごみ・資源物の分別区分・収集方法は表 2-1 のとおりです。収集以外では、リサイクル広場と拠点回収（リサイクル推進店・公共施設）で資源物の回収を行っています。

表 2-1　ごみ・資源の分別区分、収集方法

| 分別区分 | | 収集方法 |
|---|---|---|
| 家庭系ごみ | 燃やせるごみ、 | 戸別 |
| | 燃やせないごみ | 戸別 |
| | 粗大ごみ | 戸別、直接搬入 |
| | 古紙 | ごみ集積所 |
| | 古着 | ごみ集積所 |
| | ビン | ごみ集積所 |
| | カン | ごみ集積所 |
| | ペットボトル | ごみ集積所 |
| | 有害ごみ | ごみ集積所 |
| | 容器包装プラスチック※ | 戸別 |
| | 白色トレイ、紙パック、ペットボトル、小型家電、インクカートリッジ | 拠点 |
| | 家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、プラスチック類、廃食用油、紙容器、小型家電、インクカートリッジ等 | リサイクル広場 |
| 事業系ごみ | 少量排出事業者の一般廃棄物 | 戸別 |
| | 上記以外の事業者の一般廃棄物 | 直接搬入 |

※　ＪＲ横浜線以南の地域のみで実施。

## （２） ごみ・資源物の収集・処理システム

本市のごみの収集・処理システムは図 2-1 のとおりです。家庭から出るごみのうち、可燃ごみ・不燃ごみは市で収集し、清掃工場に搬入されます。その後、可燃物は粉砕・焼却し、熱エネルギーが回収され、焼却残さ・焼却灰については、主に東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化されています。また、資源物については、市で収集後、選別・圧縮などの中間処理を経て、資源化されています。

図 2-1　ごみ・資源物の収集・処理システム

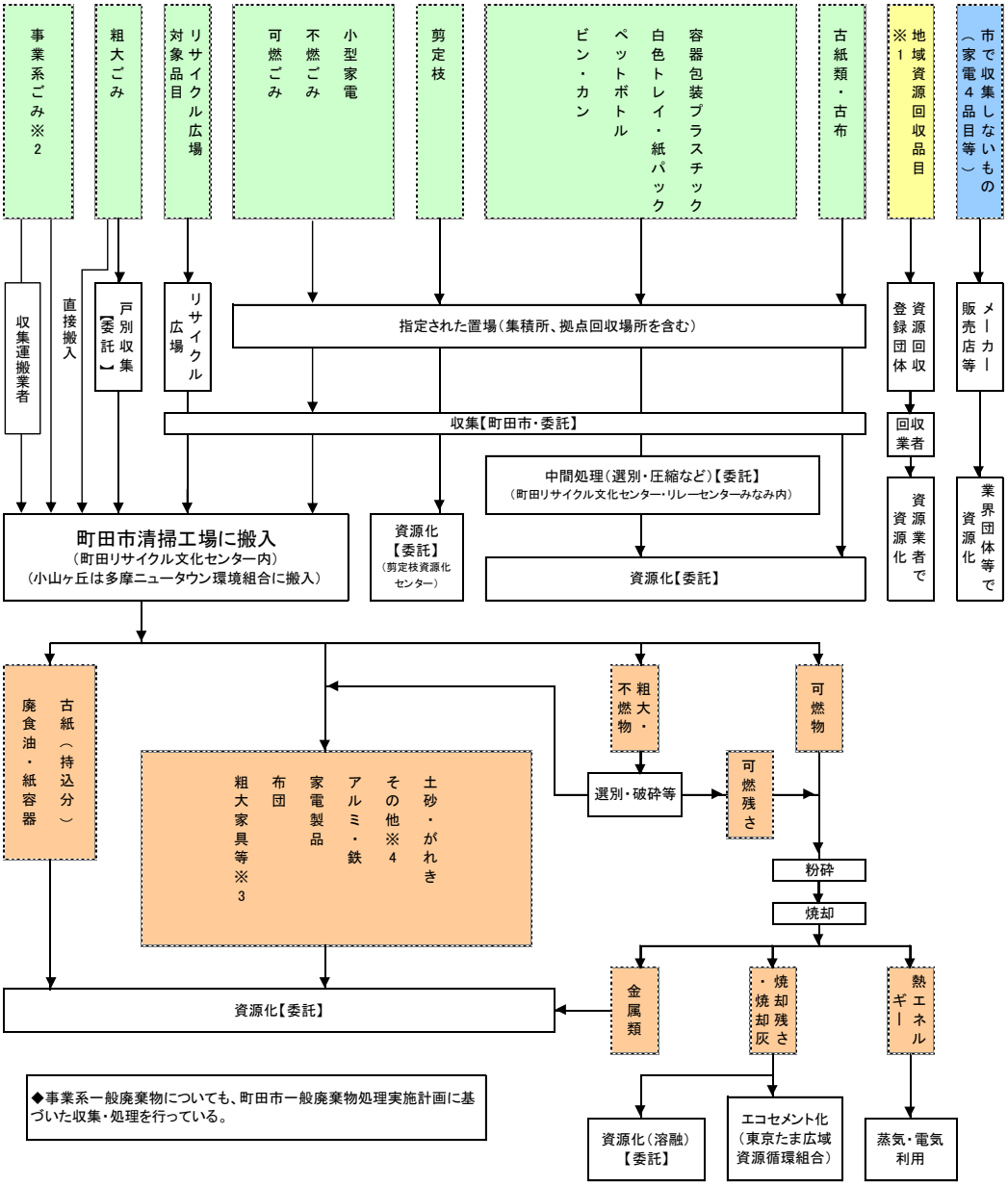


※1　地域資源回収対象品目
　　新聞・雑誌・ダンボール、紙パック、古着、ビン・カン
※2　少量の排出事業者は、登録により市が戸別収集
※3　粗大家具等
　　再生販売事業として、まちだエコライフ推進公社と協定を結び、回収した家具などを修理・再生販売している
※4　その他に含まれる品目
　　ガラス、陶磁器、廃プラスチック
※5　一部の地域の可燃・不燃・事業系は多摩清掃工場へ搬入

## （３）ごみ・資源物の処理施設

本市における現在のごみ・資源物の処理施設の位置は図 2-2 のとおりです。

燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみは、町田リサイクル文化センター内の町田市清掃工場で焼却や資源化を実施しています。

資源物については、町田リサイクル文化センター内でペットボトルの圧縮処理の実施、清掃第二事業場でビン・カン、有害ごみの選別をしています。また、リレーセンターみなみでは、JR 横浜線以南の地域の可燃ごみの中継基地としての役割のほか、容器包装プラスチックの圧縮処理を実施しています。剪定枝資源化センターでは剪定枝の資源化を実施しています。

焼却施設から発生した焼却灰については、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に運搬し、全量をエコセメント化しています。

**図 2-2　各処理施設の位置図**

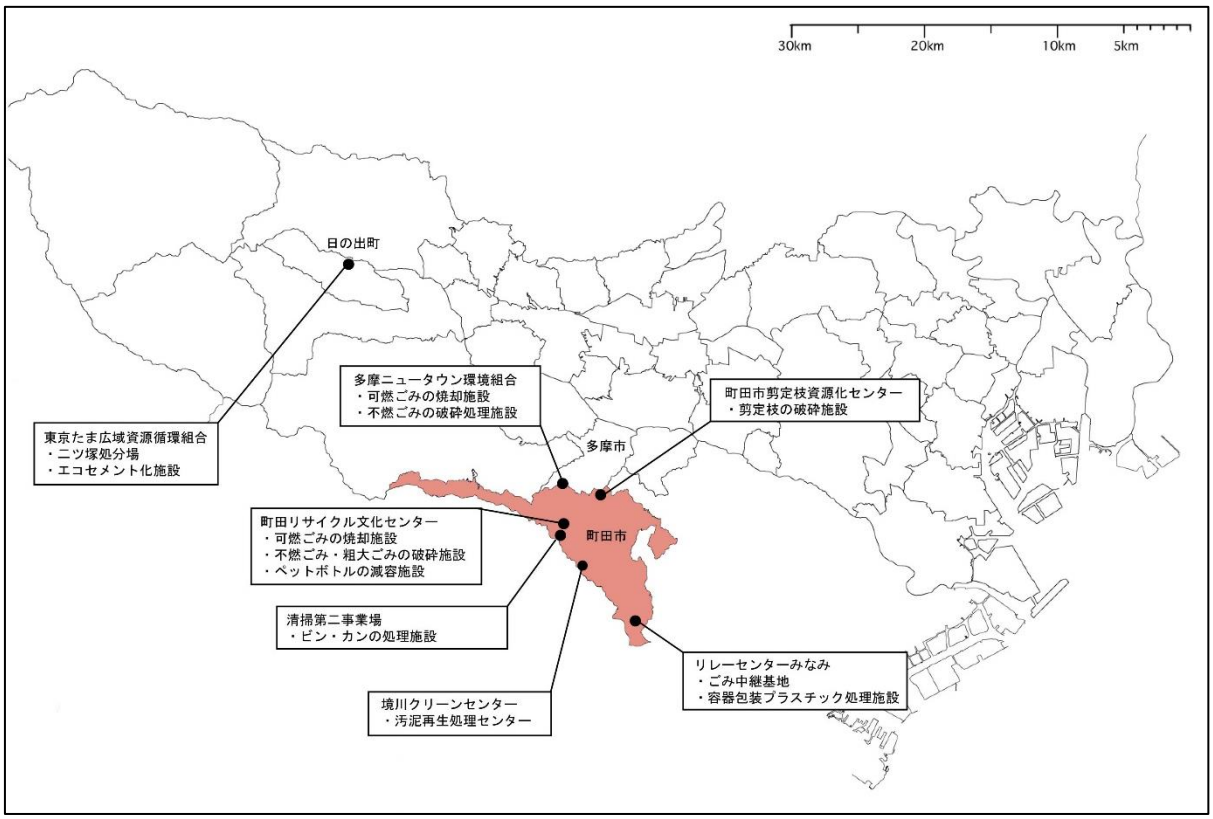

表 2-2　各処理施設の概要

| 区分 | 施設名称・所在地 | 処理能力等 | 竣工年月 |
|---|---|---|---|
| 焼却施設 | 町田リサイクル文化センター<br>（町田市清掃工場）<br><br>下小山田町3160番地 | 敷地面積：81,620㎡<br>・流動床式焼却炉：150t/日×3炉（1～3号炉）、176t/日×1炉（4号炉）<br>・不燃・粗大破砕機：70t/日（5時間）<br>※1号炉は休止中 | 1982年3月<br>（1～3号炉、粗大破砕機）<br>1994年8月<br>（4号炉） |
| | 多摩清掃工場<br>（多摩ニュータウン環境組合）<br><br>多摩市唐木田二丁目1番地1 | 敷地面積:35,600㎡<br>・焼却炉：200t/日×2炉<br>・不燃系：40t/5h×2系列、粗大系：5t/5h×2系列 | 2002年3月 |
| 資源化施設 | 清掃第二事業場<br><br>下小山田町3267番地 | ・カン選別・圧縮施設：4.5t/日<br>・ビン選別施設：16.0t/日 | 1977年3月<br>（カン選別・圧縮施設）<br>1969年3月<br>（ビン選別施設） |
| | リレーセンターみなみ<br><br>南町田2丁目6番14号 | 敷地面積：1,024.4㎡<br>・ごみ中継施設：100t/日<br>・容器包装プラスチック圧縮梱包施設：4.9t/日 | 1985年2月<br>（ごみ中継施設）<br>2016年3月<br>（容器プラスチック圧縮梱包施設） |
| | 剪定枝資源化センター<br><br>小野路町3332番地 | 敷地面積：6,773.34㎡<br>10t/日（3,000t/年） | 2008年3月 |
| 最終処分 | エコセメント化施設<br>（東京たま広域資源循環組合）<br><br>西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 | 敷地面積：約4.6ha<br>・焼却残さ等の処理量 約300t（日平均）<br>・エコセメント生産量 約430t（日平均） | 2006年7月 |

## ３．ごみ排出量及び処理処分量、温室効果ガス排出量の推移

### （１）排出量

#### ①家庭系ごみ・事業系ごみ別排出量

家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量は、2013 年度から 2018 年度まで、毎年、減少していましたが、2019 年度は増加に転じています。集団回収の排出量は、2015 年度に増加したものの、それ以降は、減少傾向で推移しています。

2013 年度と比較して、2019 年度の家庭系ごみは 4.1%、事業系ごみは 16.1%、集団回収は 9.5%といずれも減少しています。

図 2-3　ごみ・資源物の推移

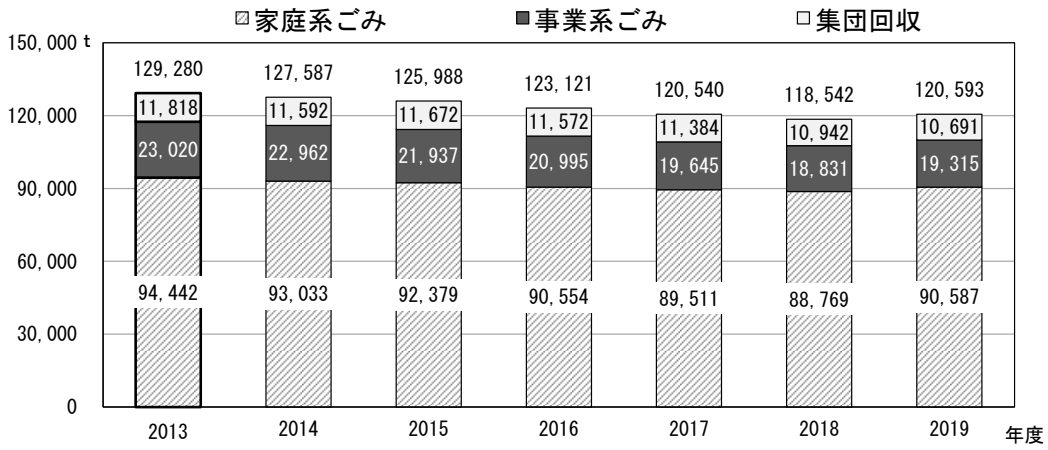


#### ②種類別排出量

燃やせるごみ及び粗大ごみの排出量は、2013 年度以降、毎年、減少していましたが、2019 年度は増加に転じています。燃やせないごみの排出量は、2016 年度まで減少していましたが、2017 年度から増加に転じ、以降、増加しています。資源ごみの排出量は、2013 年度以降、毎年、減少し、集団回収も減少傾向で推移しています。

2013 年度と比較して、2019 年度の燃やせないごみの排出量は 10.8%増加しています。それ以外の項目は、燃やせるごみ 5.0%、粗大ごみ 30.9%、有害ごみ 13.1%、資源ごみ 13.5%の減少となっています。

図 2-4　ごみ・資源物の推移

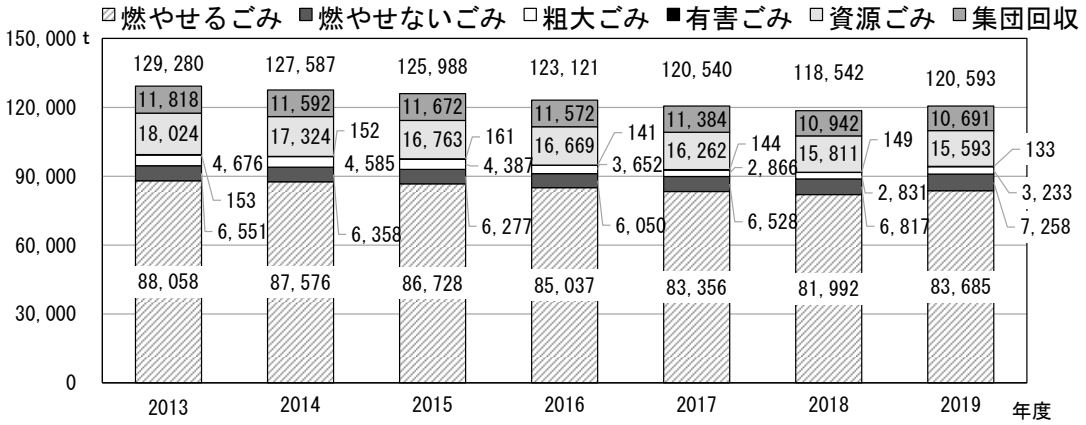


## （２）１人１日当たりの排出量

1 人 1 日当たりの排出量は、2013 年度以降、毎年、減少していましたが、2019 年度は増加に転じています。

種類別の排出量については、2018 年度までは、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収のいずれも減少傾向にありましたが、2019 年度は家庭系ごみ、事業系ごみが増加に転じています。

図 2-5　１人１日当たりの排出量の推移

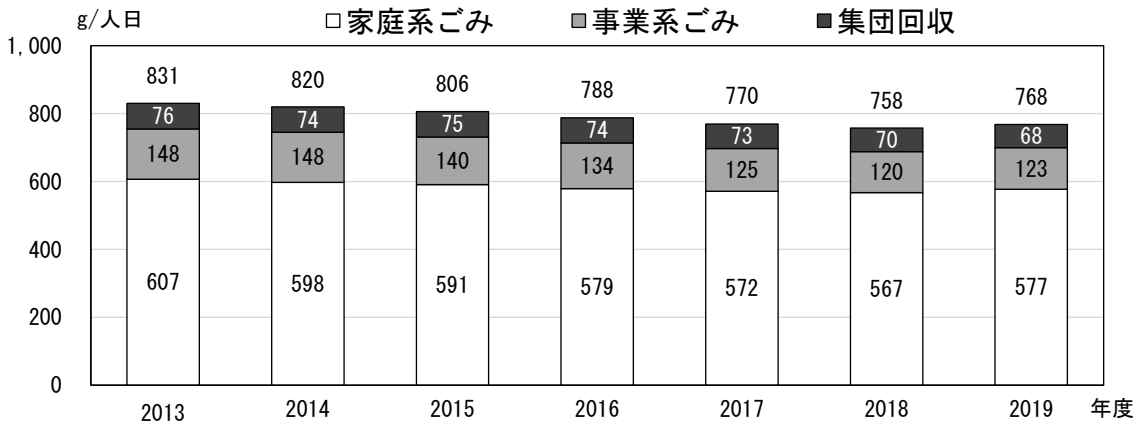

## （３）焼却処理量

焼却処理量は、2013 年度以降、毎年、減少していましたが、2019 年度は増加に転じています。これは、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量の傾向と同様になります。

2013 年度との比較では、2019 年度は、5.2%減少しています。

**図 2-6　焼却処理量の推移**

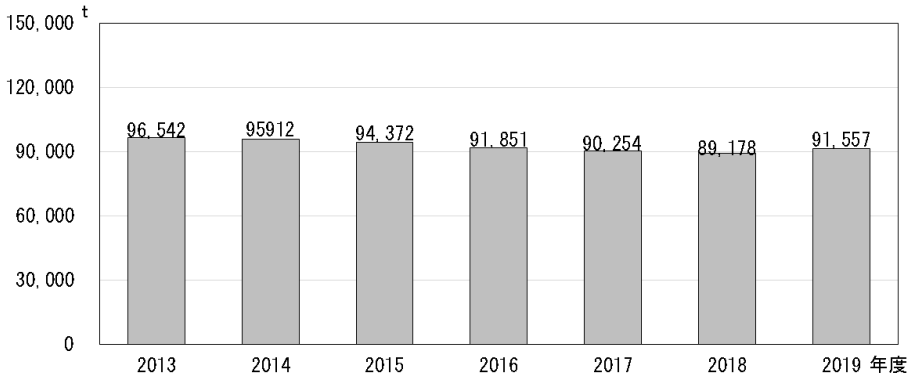


## （４）資源化量

資源化量のうち、分別収集量は、2016 年度を除いて、減少傾向で推移しています。集団回収は 2015 年度を除いて、減少傾向で推移しています。施設内資源化量は、2015 年度以降減少傾向にありましたが、2019 年度は増加しています。エコセメント化については、2013 年度以降、減少していましたが、2019 年度は増加しています。これは、焼却処理量の傾向と同様になります。

2019 年度は、2013 年度と比べて、施設内資源化は 0.8%増加し、分別収集量は 4.9%、剪定枝は 4.7%、集団回収は 9.5%、エコセメント化は 9.8%の減少、資源化量全体では 6.2%の減少となっています。

**図 2-7　資源化量の推移**

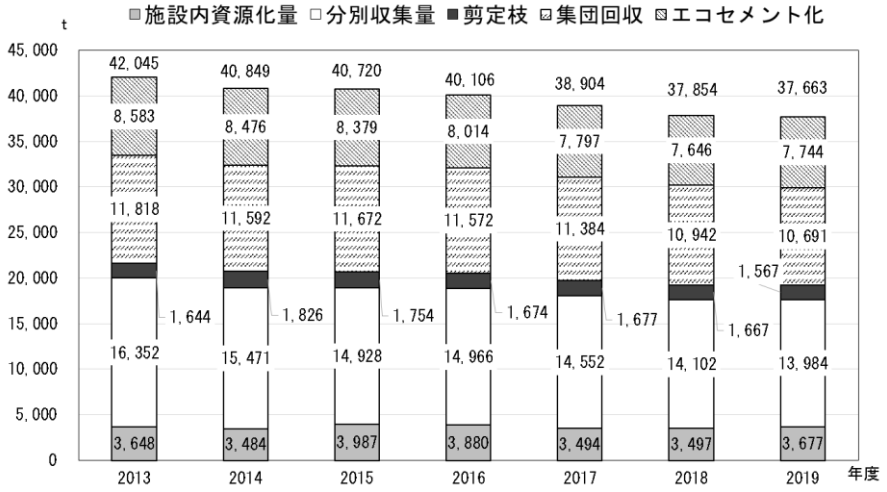

## （５）最終処分量

焼却施設から発生した焼却灰は、2013 年度以降、東京たま広域資源循環組合への搬出量、民間業者への搬出量ともに減少していましたが、2019 年度は増加に転じています。これは、焼却処理量の傾向と同様になります。

**図 2-8　最終処分量の推移**

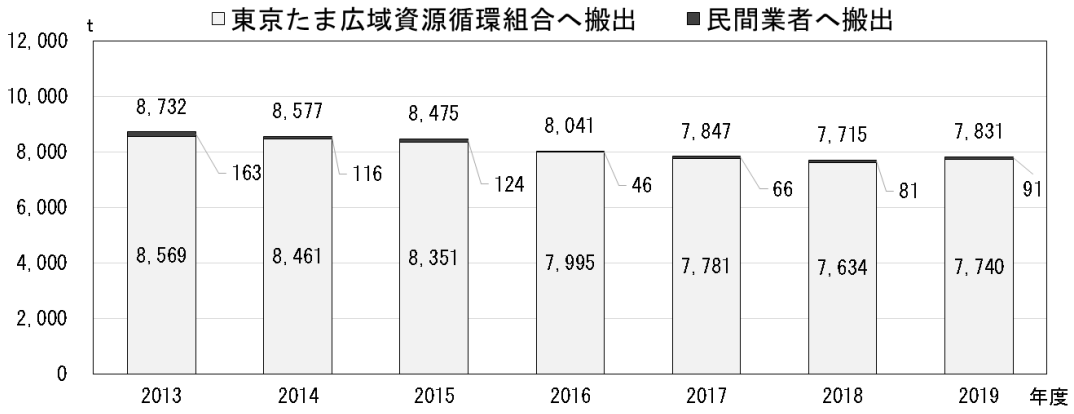


## （６）温室効果ガス排出量

清掃工場から排出される温室効果ガス排出量は、2013 年度以降、概ね減少傾向で推移していましたが、2019 年度は増加しています。

2013 年度との比較では、2019 年度は、41.7%減少しています。

**図 2-9　温室効果ガス排出量の推移**

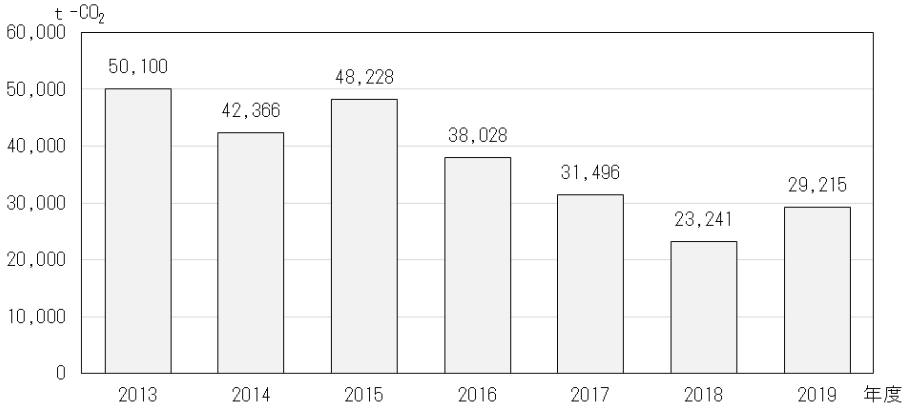

## ４．他市との比較

### （１）多摩地域各市との比較

#### ①１人１日当たりごみ量

多摩地域各市における 2018 年度の１人１日当たりのごみ量（資源・集団回収を含む）を比較すると、本市は 757.8g/人・日で 26 市中 18 位となっており、上位３市と比較して 100g 以上多くなっています。（表 2-3、図 2-10）

表 2-3　多摩地域各市の１人１日当たりのごみ量（資源を含む）

| 順位 | 自治体 | 排出量 | 順位 | 自治体 | 排出量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 小金井市 | 605.3 | 14 | 東久留米市 | 726.4 |
| 2 | 日野市 | 639.5 | 15 | 国立市 | 746.2 |
| 3 | 立川市 | 655.9 | 16 | 昭島市 | 754.7 |
| 4 | 府中市 | 660.0 | 17 | 小平市 | 755.9 |
| 5 | 東大和市 | 663.0 | 18 | 町田市 | 757.8 |
| 6 | 狛江市 | 666.1 | 19 | 武蔵村山市 | 759.7 |
| 7 | 国分寺市 | 680.0 | 20 | 八王子市 | 764.6 |
| 8 | 西東京市 | 682.5 | 21 | 多摩市 | 767.3 |
| 9 | 東村山市 | 683.1 | 22 | 福生市 | 774.8 |
| 10 | 三鷹市 | 691.3 | 23 | 武蔵野市 | 795.0 |
| 11 | 清瀬市 | 692.4 | 24 | 青梅市 | 817.3 |
| 12 | 調布市 | 701.6 | 25 | 羽村市 | 828.4 |
| 13 | 稲城市 | 713.0 | 26 | あきる野市 | 852.2 |

資料：多摩地域ごみ実態調査（2018 年度統計）

図 2-10　多摩地域各市の１人１日当たりのごみ量（資源を含む）

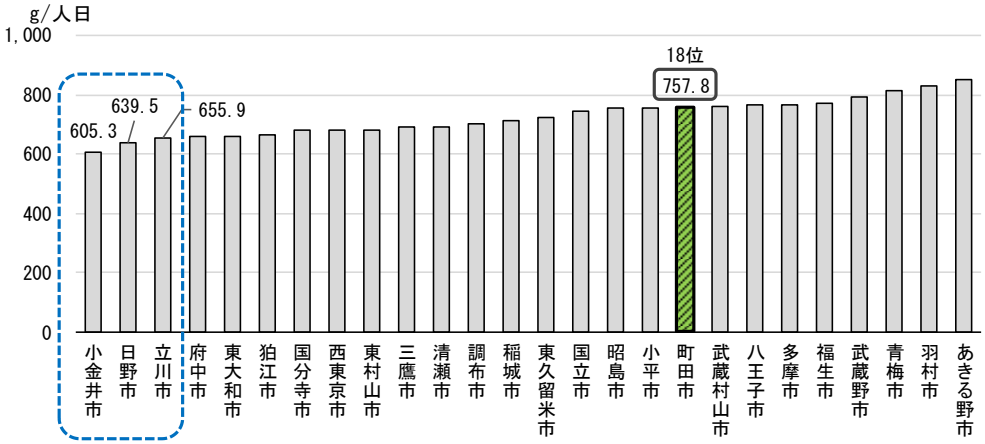

家庭系ごみ（資源・集団回収を除く）と事業系ごみについて、多摩地域各市の 2018 年度の１人１日当たりの排出量を比較すると、家庭系ごみは、466.4g/人・日で 26 市中 21 位（表 2-4）、事業系ごみは、122.2g/人・日で 26 市中 19 位（表 2-5）と、家庭系ごみ、事業系ごみ共に多摩地域の中で多い状況です。

表 2-4　多摩地域各市の１人１日当たりの排出量
（資源・集団回収を除く家庭系ごみ）

| 順位 | 自治体 | 排出量 | 順位 | 自治体 | 排出量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 西東京市 | 360.2 | 14 | 武蔵野市 | 432.6 |
| 2 | 三鷹市 | 362.5 | 15 | 多摩市 | 435.3 |
| 3 | 府中市 | 363.8 | 16 | 日野市 | 440.9 |
| 4 | 国分寺市 | 364.2 | 17 | 昭島市 | 444.0 |
| 5 | 立川市 | 366.7 | 18 | 八王子市 | 453.9 |
| 6 | 小金井市 | 368.2 | 19 | 稲城市 | 459.8 |
| 7 | 調布市 | 370.8 | 20 | 羽村市 | 461.8 |
| 8 | 東久留米市 | 374.6 | 21 | 町田市 | 466.4 |
| 9 | 国立市 | 396.5 | 22 | 福生市 | 469.7 |
| 10 | 東村山市 | 409.7 | 23 | 武蔵村山市 | 496.2 |
| 11 | 東大和市 | 412.7 | 24 | 小平市 | 513.1 |
| 12 | 清瀬市 | 413.5 | 25 | 青梅市 | 516.8 |
| 13 | 狛江市 | 424.3 | 26 | あきる野市 | 535.6 |

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（2018 年度実績）

表 2-5　多摩地域各市の１人１日当たりの排出量（事業系ごみ）

| 順位 | 自治体 | 排出量 | 順位 | 自治体 | 排出量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 小金井市 | 9.0 | 14 | 清瀬市 | 97.2 |
| 2 | 日野市 | 47.1 | 15 | 西東京市 | 98.6 |
| 3 | 国分寺市 | 62.5 | 16 | 稲城市 | 100.2 |
| 4 | 小平市 | 63.7 | 17 | 武蔵野市 | 115.0 |
| 5 | 立川市 | 66.1 | 18 | 青梅市 | 118.7 |
| 6 | 調布市 | 74.7 | 19 | 町田市 | 122.2 |
| 7 | 東村山市 | 75.2 | 20 | あきる野市 | 122.5 |
| 8 | 狛江市 | 77.1 | 21 | 八王子市 | 124.5 |
| 9 | 福生市 | 78.0 | 22 | 昭島市 | 124.5 |
| 10 | 東大和市 | 78.6 | 23 | 羽村市 | 126.1 |
| 11 | 府中市 | 79.8 | 24 | 東久留米市 | 129.6 |
| 12 | 武蔵村山市 | 87.2 | 25 | 国立市 | 131.8 |
| 13 | 三鷹市 | 91.8 | 26 | 多摩市 | 145.3 |

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（2018 年度実績）

## ②資源化率

資源化率（エコセメント除く）を比較すると、本市は 25.5%で 26 市中 24 位となっており、上位３市と比較して 10 ポイント以上低くなっています。（図 2-11） １人１日当たりの資源ごみの量についても、193g/人・日で 26 市中 21 位と資源化しているごみの量は少ない状況です。（図 2-12）

これは、本市が容器包装プラスチックの資源化を市内全域で実施していないことが要因として考えられます。また、資源化率が上位の多くの市では資源の戸別収集を実施しています。（表 2-6）戸別収集は、集積所収集方式に比べて排出しやすいこと、排出者がわかるため分別の精度が良い傾向にあることが、資源物ごみの排出量や資源化率に影響を与えていると考えられます。

図 2-11　多摩地域各市の資源化率

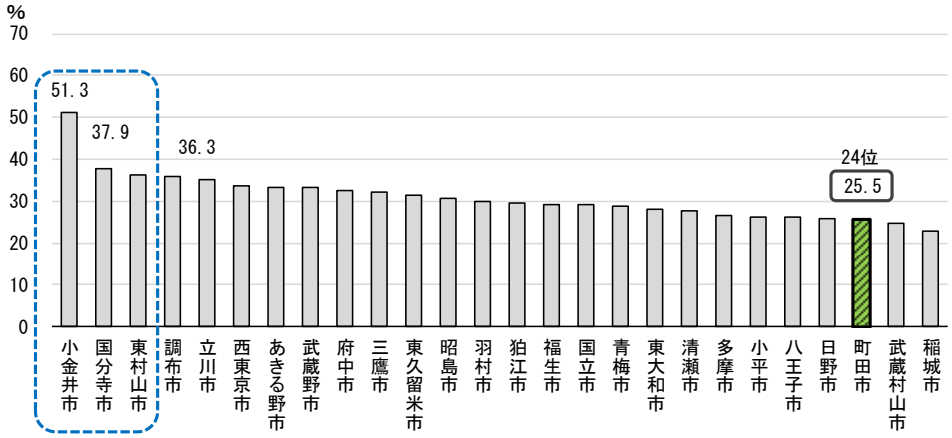


資料：多摩地域ごみ実態調査（2018 年度統計）

図２-12　多摩地域各市の１人１日当たり資源化量

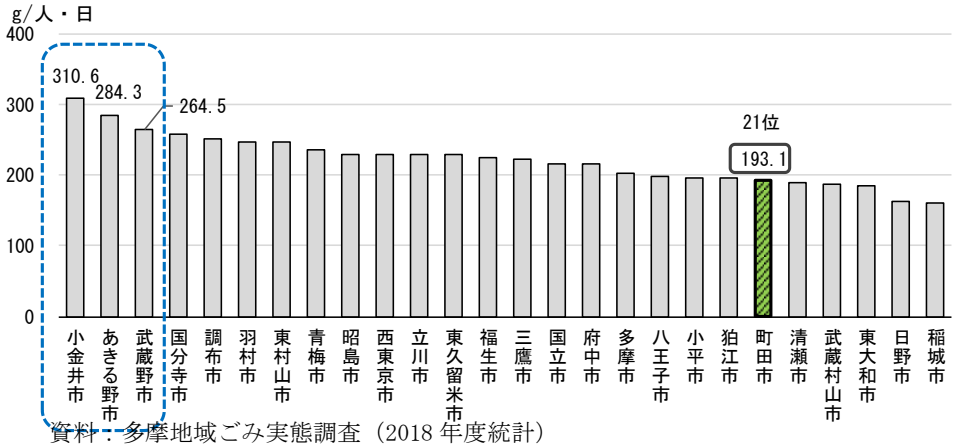


資料：多摩地域ごみ実態調査（2018 年度統計）

表２−６　多摩地域各市の１人１日当たり資源ごみ量と資源回収制度

| 順位 | 自治体 | 排出量 | 容器包装プラ資源化 | 資源ごみ戸別回収 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 小金井市 | 310.6 | ○ | ○ |
| 2 | あきる野市 | 284.3 | | ○ |
| 3 | 武蔵野市 | 264.5 | ○ | ○ |
| 4 | 国分寺市 | 257.9 | ○ | ○ |
| 5 | 調布市 | 252.9 | ○ | ○ |
| 6 | 羽村市 | 248.1 | ○ | ○ |
| 7 | 東村山市 | 247.7 | ○ | ○ |
| 8 | 青梅市 | 236.0 | ○ | ○ |
| 9 | 昭島市 | 230.6 | ○ | ○ |
| 10 | 西東京市 | 230.1 | ○ | △ |
| 11 | 立川市 | 229.8 | ○ | ○ |
| 12 | 東久留米市 | 229.1 | ○ | ○ |
| 13 | 福生市 | 226.0 | ○ | ○ |
| 14 | 三鷹市 | 222.3 | ○ | ○ |
| 15 | 国立市 | 216.8 | ○ | |
| 16 | 府中市 | 215.4 | ○ | ○ |
| 17 | 多摩市 | 204.3 | ○ | ○ |
| 18 | 八王子市 | 199.7 | ○ | ○ |
| 19 | 小平市 | 197.5 | ○ | |
| 20 | 狛江市 | 197.1 | | ○ |
| 21 | 町田市 | 193.1 | △ | △ |
| 22 | 清瀬市 | 190.8 | ○ | |
| 23 | 武蔵村山市 | 187.8 | ○ | |
| 24 | 東大和市 | 185.4 | ○ | △ |
| 25 | 日野市 | 164.0 | | ○ |
| 26 | 稲城市 | 161.9 | | △ |

○：実施、△：一部実施、空欄：未実施

資料：多摩地域ごみ実態調査（2018 年度統計）、東京都区市町村清掃事業年報（2017 年度実績）

## （２）類似都市との比較

本市の一般廃棄物処理について、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール平成 29 年度版」（環境省）を用いて比較を行いました。

類似都市と比較すると「人口１人１日当たりごみ総排出量」は平均より低く、これまでのごみの減量・資源化に向けた様々な取組の成果がみられます。

「廃棄物のうち最終処分される割合」については、焼却残渣や飛灰を東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化を行っているため、埋立量を含めゼロとなっていますが、エコセメント化には費用がかかるため、「最終処分減量に要する費用」及び「人口一人当たり年間処理経費」が、平均に比べやや高い値となっています。本市では、中間処理における徹底した資源化や、エコセメント化による資源化を行っていますが、「廃棄物からの資源回収率」がやや高いことを考慮すると、収集後の処理にかかる費用が大きいと考えられます。

以上のことから、ごみとなるものを出さない、ごみと資源の分別を徹底することで、焼却しなくてはならないごみ量および処理処分量を削減でき、これらにかかる費用を軽減することが可能です。

## 図 2-13　類似都市（37 市）の概要

| | |
|---|---|
| 都市形態 | 都市 |
| 人口区分 | 150,000 人以上 |
| 産業構造 | Ⅱ次･Ⅲ次人口比 95%以上、Ⅲ次人口比 65%以上 |

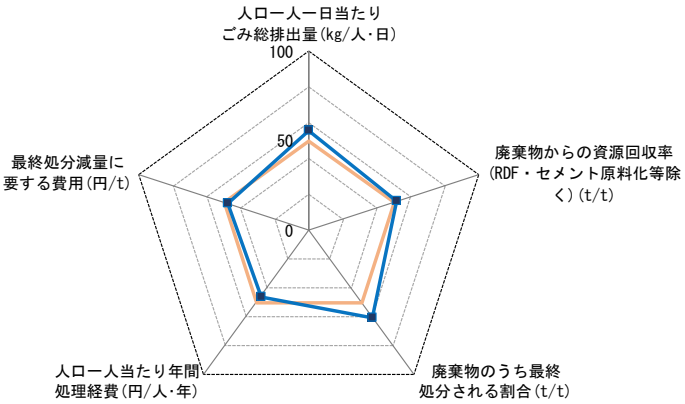


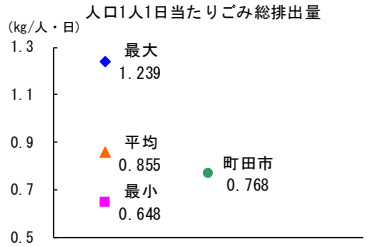


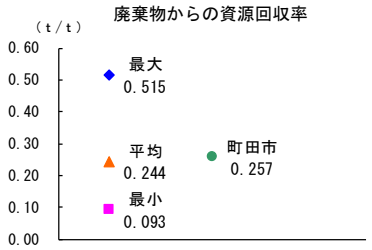


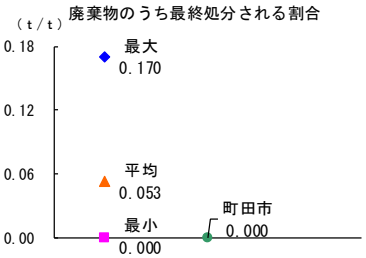


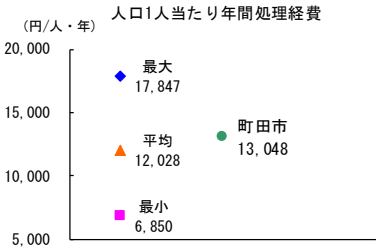


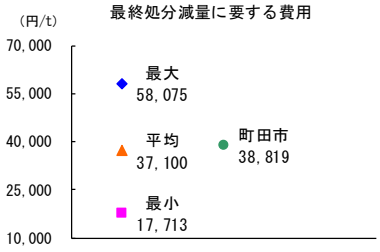

## ５．ごみ処理費用

ごみ処理費用は、2014 年度以降、70 億円台で推移しています。2019 年度をみると、ごみ処理費用は約 72 億 1,429 万円となっており、市民１人当たり 16,814 円となっています。内訳としては、中間処理が約 33 億 6,321 万円で全体の 46.6%を占め、次いで収集が約 21 億 9,621 万円で 30.4%となっています。

また、2019 年度におけるごみ種別ごとのごみ処理費用の割合は、可燃ごみに係る経費が 62%で最も多くの割合を占め、次いで資源ごみが 17%、不燃ごみが 9%となっています。

図 2-14　ごみ処理費用の推移

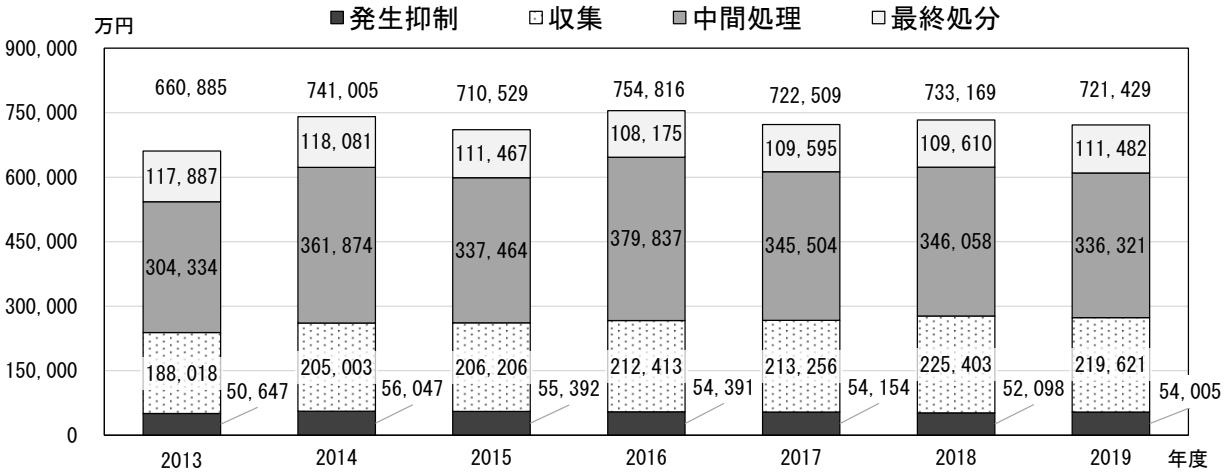


図 2-15　１人当たりのごみ処理費用

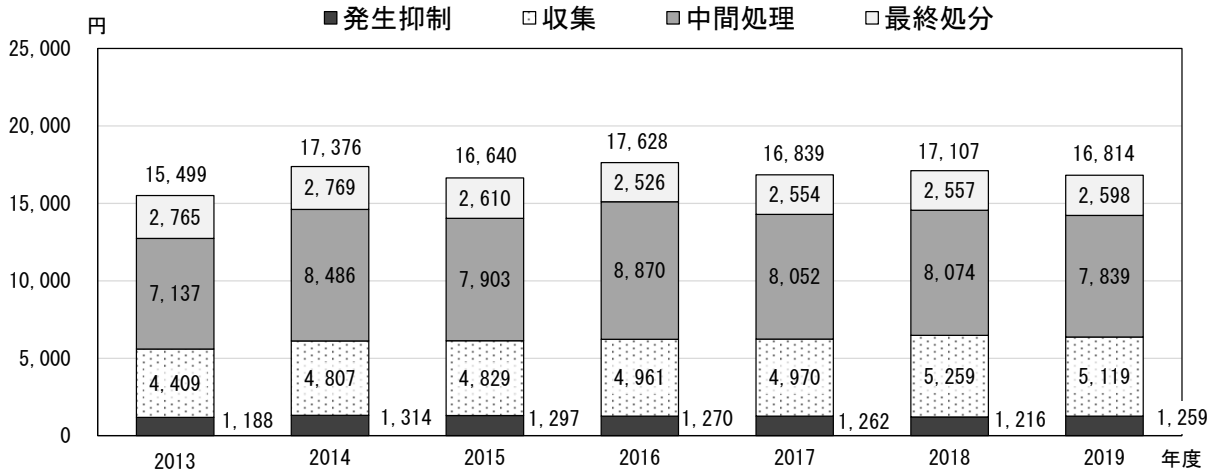

図 2-16　ごみ種別ごとのごみ処理費用（2019 年度）

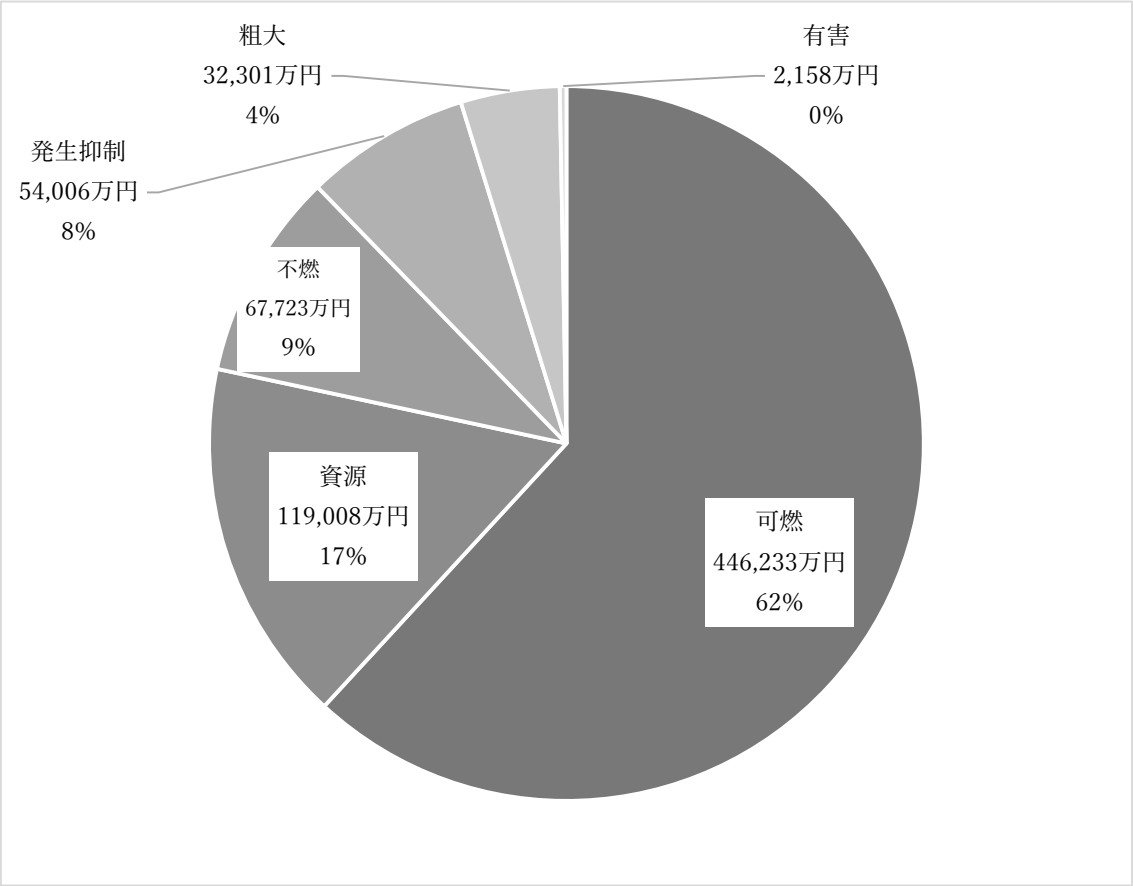

## ６．一般廃棄物資源化基本計画（2011 年 3 月策定）の評価

### （１）目標値の達成状況

#### ①【全体目標】ごみとして処理する量の 40%削減

基準年度※1 の 2013 年度のごみとして処理する量※2 である 99,438ｔを、2020 年度までに 40%削減し、59,844ｔとすることを目的としていましたが、2019 年度実績で 94,309ｔとなっており、2013 年度と比べて 5.2%の削減にとどまっています。2020 年度の目標までは、あと約 34,000ｔ（39.8%）の削減が必要であり、目標達成は困難な状況です。（図 2-17）

図 2-17　ごみとして処理する量の推移と目標処理量

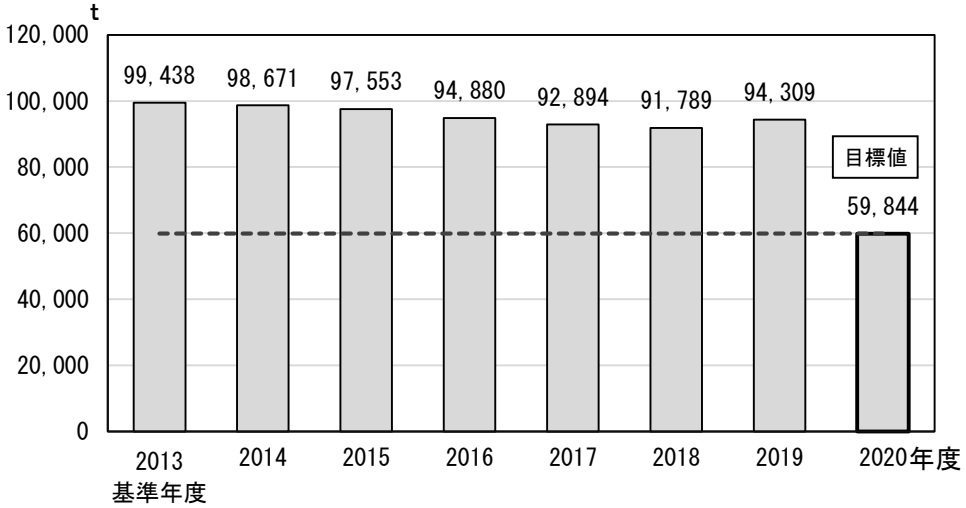


※１アクションプラン策定時に基準年度を 2013 年度に変更
※２ごみとして処理する量：可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみの合計

#### ②【個別目標１　発生・排出抑制】１人１日当たりのごみ量を 782g/人・日以下に削減

１人１日当たりのごみ量（資源・生ごみ自家処理量を含む）は、基準年度（2013 年度）の 833ｇから 769ｇへと 64ｇ（約 7.7%）減少し、2020 年度の目標値である 782ｇを達成しています。

エコバッグやマイボトルの普及等、発生抑制につながる施策を行ったことにより、資源も含めた排出量が減少したと考えられます。また、国内全体でビンや紙流通量が減少しており、資源として排出されるビンや古紙そのものが減少したことも大きな要因の一つです。

図 2-18　１人１日当たりのごみ量の推移

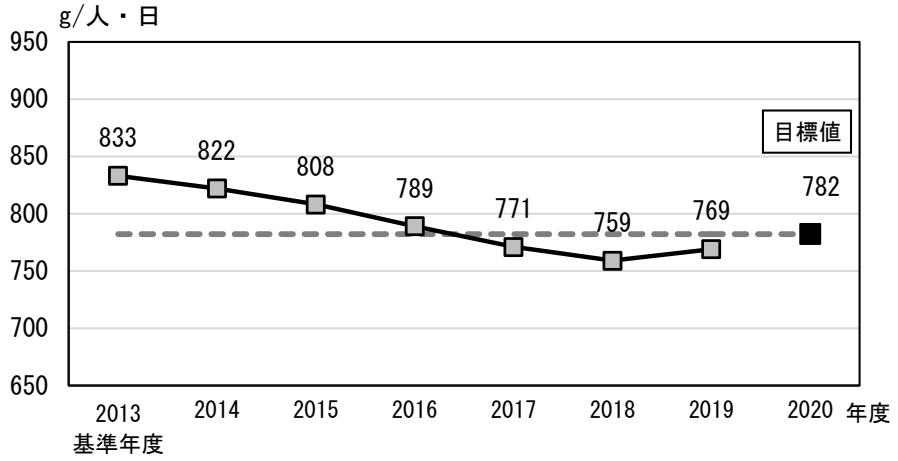


### ③【個別目標 2　資源化率】資源化率を 54%まで高める

本市では、計画年度の 2020 年度までにバイオガス化施設及び資源化施設を整備し生ごみと容器包装プラスチックの資源化により資源化率の向上を目指していましたが、ごみの減量・分別が進まないことや施設整備が計画年度内にできないことから、目標である 54%を達成できていません。

また、集積所や拠点回収により分別収集した資源物及びごみとして搬入したものを資源化した量を合わせた資源化量は、減少傾向にあり、2019 年度の資源化率は 24.8%で基準年度（2013 年度）の 25.9%から 1.1 ポイント減少しています。

図 2-19　資源化量と資源化率の推移

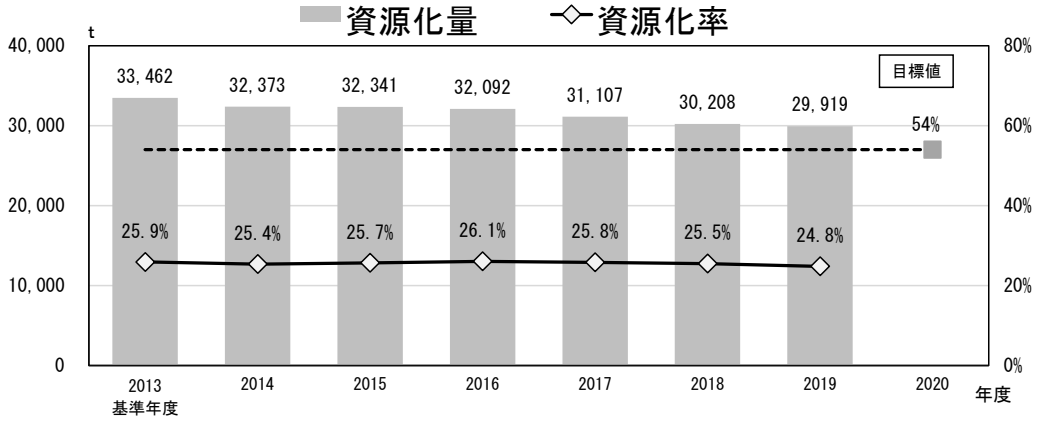


※資源化率には、集団回収量を含み、エコセメント化した灰の量は含めない。

### ④【個別目標 3　生ごみの焼却量】生ごみの 100%資源化

生ごみの減量とバイオガス化施設の整備により、生ごみの 100%資源化を目指していましたが、計画期間内でバイオガス化施設を整備することができず、発生抑制や生ごみ処理機等による自家処理も進まなかったため、目標達成は難しい状況です。また、燃やせるごみの中に含まれる生ごみの混入量は、ごみの組成調査によると減少傾向にありますが、2019 年度の生ごみの焼却量は 22,459 t で、バイオガス化施設の処理量を超えている状況です。

図 2-20　生ごみの焼却量の推移

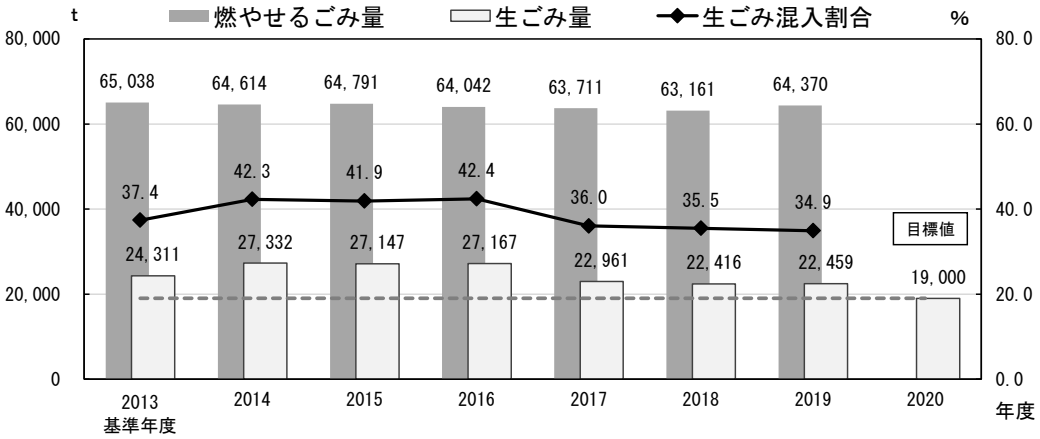


### ⑤【個別目標 4　容器包装プラスチックの資源化】6,700 t 資源化する

計画期間内に容器包装プラスチックの資源化施設を市内 3 カ所に整備し、分別収集することで 6,700 t の資源化を目指していました。2016 年度からＪＲ横浜線以南地域において容器包装プラスチックの資源化を開始し、2019 年度は 438 t の容器包装プラスチックを資源化しました。しかし、残り 2 カ所の資源化施設の整備が進まず、全市での展開が遅れており、当初の資源化見込み量を大きく下回っています。

図 2-21　容器包装プラスチックの資源化量の推移

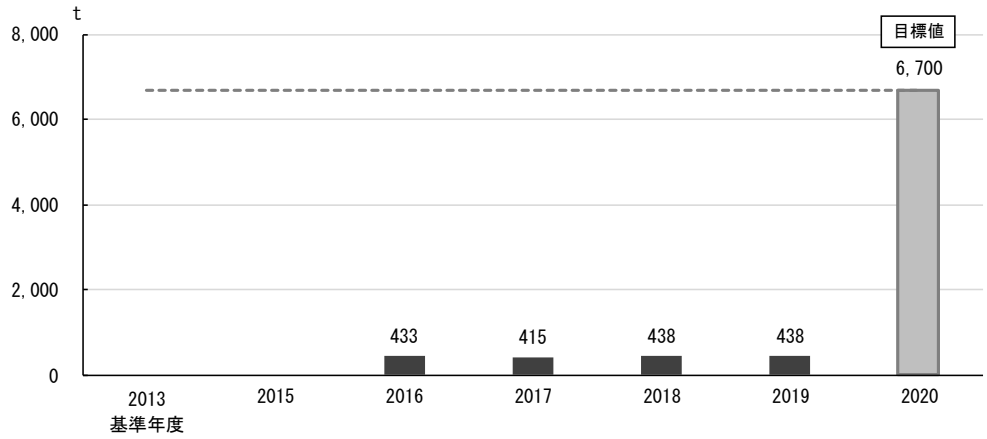


⑥【個別目標 5　温室効果ガスの削減】清掃工場から排出される温室効果ガス排出量を 1 万 7,000 トンに削減

清掃工場から排出される非エネルギー起源の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物の焼却時に発生し、プラスチックの焼却がその多くを占めています。2019 年度は 29,215t-$CO_2$ で、2020 年度の目標までは、あと約 12,000 t -$CO_2$ の削減が必要であり、目標達成は困難な状況です。(図 2-22)

図 2-22　清掃工場から排出される温室効果ガス（$CO_2$）排出量の推移

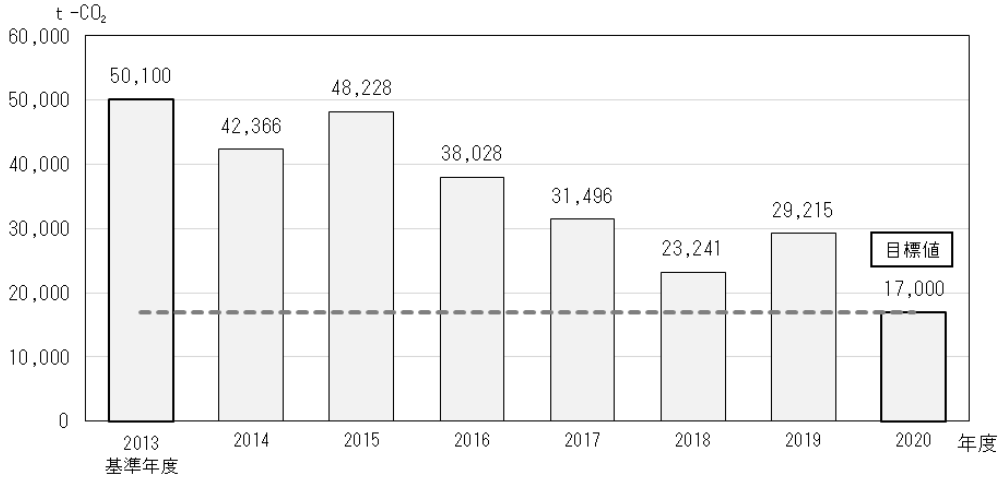

## ７．課題の整理

### （１）ごみの発生抑制に向けた取組の推進

#### ①市民・事業者自らが発生抑制に取り組める仕組みの不足

１人１日当たりのごみ量（資源を含む）は、26 市の中でも多い状態です。

現在新たな施設（焼却施設、バイオガス化施設、不燃・粗大ごみ処理施設）を建設していますが、安定した処理を行うためにもより一層の削減が不可欠です。

市民や事業者が、ごみ問題を自らの問題として捉え、主体的に取り組める仕組みを検討する必要があります。

#### ②市民・事業者との協働の更なる推進

これまでも、ごみ減量推進員制度や事業者・大学等と連携した事業など、市民や事業者との協働により、ごみの発生抑制の取組を行ってきましたが、今後もこの取組を推進する必要があります。

環境広報紙「ＥＣＯまちだ」やごみ情報紙「ごみナクナーレ」といった紙媒体、ホームページ、ごみ分別アプリ等の電子媒体、ＳＮＳ等、啓発主体に適した方法を様々な手段から選択し活用する必要があります。

#### ③生ごみの削減・資源化の推進

燃やせるごみの中に含まれる生ごみの混入量は、発生抑制等が進まなかったこともあり、バイオガス化施設の処理量を超えている状況です。

今後は、着実なバイオガス化施設の整備と共に、生ごみの自家処理に関し効果的な啓発を行い、生ごみ削減・資源化の取組を進める必要があります。

#### ④事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化、資源化の推進

事業系ごみの搬入物検査や組成調査結果では、資源化できる紙やプラスチック類などの不適正物が多く混入しており、適正排出に向けた指導の強化とともに、資源化手法について検討する必要があります。生ごみや手つかず食品等が多く確認された宿泊

施設や飲食店、コンビニ等では、利用客等への呼びかけや分別しやすいごみ箱の設置等、事業系ごみの削減に向けた取組が必要です。

## （２）資源化率の向上に向けたリサイクルの推進

### ①市民への分別協力を促す取組の更なる推進

ごみの組成調査結果によると、可燃ごみには資源化できる紙類が含まれており、市民アンケートでは、雑がみを可燃ごみとして出している人が 9.1%みられました。雑がみの分別は細かくて分かりにくいことから、さらなる周知を行う必要があります。

また、分別に迷う品目としてプラスチック類、スプレー缶、小型家電等が挙げられており、分別の協力を促す取組を更に進める必要があります。

### ②資源化量増加に向けた仕組みの検討

本市の１人１日当たり資源ごみ量は、多摩地域各市と比較すると少ない状況にあります。ライフスタイルの多様化を踏まえ、先進事例を調査分析するなど、資源の回収方法や回収場所、品目の拡大について検討する必要があります。

### ③増加しているごみへの対策の検討

ごみの組成調査結果によると、生ごみや紙類は減少傾向にある一方で、前計画でターゲットにしていなかった紙おむつや草木などの排出量が増加しているため、新たな対策を検討する必要があります。

## （３）資源ごみの安定的な処理

### ①資源ごみ処理施設の早期整備

現在、容器包装プラスチックなどの選別・保管等を行う新たな資源化施設の建設に向けた協議に取り組んでいます。特にプラスチック類は、単純焼却での処理量の削減、市内全域での収集の実現、温室効果ガス排出量の削減などの観点から、施設の早期稼働を目指す必要があります。

## （４）社会情勢や環境変化への対応

### ①ＳＤＧｓの達成に向けた啓発活動の推進

「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減法）」では 2030 年度までに食品ロス量の半減（2000 年度比）を目標に掲げられています。また、プラスチックについては、「プラスチック資源循環戦略」に策定されたほか、2020 年 7 月 1 日のレジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）をきっかけに、使用削減に向けた動きが活発化しています。

ＳＤＧｓの達成に向けて食品ロス削減や海洋プラスチック問題等に対応するため、市民や事業者への啓発活動、働きかけを行う必要があります。

### ②廃棄物（資源ごみ）に係る最新情報の把握、適切な対応

廃プラスチックや古紙等に対する中国や東南アジア諸国による廃棄物輸入規制等のほか、ＥＵをはじめとする海外では、脱プラスチックに向けた動きが活発化しています。世界的な動向や国内の法改正等について、常に最新の情報を入手し、東京都や近隣自治体の状況も確認しながら、適切に対応していく必要があります。

## （５）災害対応能力の強化

### ①災害時の体制整備や他自治体・事業者との連携強化

災害廃棄物の迅速・適切な処理を行うため、庁内の体制整備や施設の強靭化を進める必要があります。また、被災状況によっては、本市だけでは対応できなくなるため、他の市町村等との広域連携や民間事業者との協力体制を整備する必要があります。

### ②平常時からの啓発活動の実施

発災後に迅速･適正にごみ処理を行うためには、市民等の協力が不可欠となります。そのため、平常時から災害時のごみの出し方や不法投棄等の防止などの認識を深め、市からの情報発信方法等についても市民へ周知する必要があります。

## （６）確実なごみ収集の実施

### ①効率的なごみ収集・処理体制の構築

市民アンケートにおいて、家庭からの不燃ごみは収集頻度ほど排出していない状況が明らかとなっています。市内の人口減少、ライフスタイルの変化によるごみ・資源の量の推移などを注視し、効率的なごみの収集・処理体制を構築していく必要があります。

### ②誰もがごみ出しに困らない仕組みの構築

超高齢社会の到来に伴い、今後予想される資源とごみの分別及び排出に関する問題に対応するため、高齢になってもごみ出しに困らない仕組みづくりが必要です。

## （７）コスト意識をもった施策への展開

### ①費用対効果を意識した手法の検討

減量･資源化を推進する施策を展開する際には､それにかかる費用対効果を意識し、実施の有無や手法の検討を行う必要があります。

### ②コスト削減と歳入の確保

効率的な収集運搬ルートの検討や、収集回数・品目等について適宜見直しを行い、収集運搬、中間処理等にかかるコストの削減を図るとともに、ごみ処理手数料についても適正に設定されているかを検証する必要があります。

# 第２章　計画の基本的な考え方

## １．基本理念・基本方針

本計画では、前計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むと共に、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策により、資源物を含む総ごみ量の削減に取り組みます。

施策を展開する上では、市民・事業者・市の協働で進めてきた町田市の廃棄物行政の歴史を継承しながら、未来につながる持続可能で環境負荷の少ない都市を目指していきます。

以上を踏まえ、本計画の基本理念と、基本理念を実現するため、５つの基本方針を以下のとおり定めます。

**基　本　理　念**

**町田市民・事業者・市は、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、徹底したごみ減量、資源化を進め、持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。**

**基本方針1**　**市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。**

○市民・事業者・市との連携を強化し、各人が主体的、継続的にごみ減量に取り組める環境づくりを行います。
○子どもから大人まで、市民一人ひとりがごみに関する問題について自分事として取り組めるよう啓発活動を展開します。

**基本方針2**　**家庭系ごみの減量を進めます。**

○食品ロスの削減をはじめとした生ごみの発生抑制を進めます。
○プラスチックごみや古紙、その他の資源やごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

**基本方針3**　**事業系ごみの減量を進めます。**

○事業者に対してごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

**基本方針4**　**環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。**

○エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備します。
○生ごみのバイオガス化施設を整備し、新たなエネルギー回収、生ごみの減容を行います。
○ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設を市内に分散して整備します。
○費用対効果を意識し、収集・処理方法の見直しや資源化品目の拡大を図ります。

**基本方針5**　**社会的課題への対応を強化します。**

○災害時のごみ処理に関する対応力を強化します。
○超高齢社会の到来に伴い、ごみに関する問題に対応した仕組みづくりを行います。

## ２．目標値の設定

### （１）将来推計人口

本市の人口（各年 10 月 1 日）は、2019 年以降ゆるやかに減少し、2030 年度は 418,656 人と 2019 年度に比べ 2.4%減少すると推計されます。（表 2-7、図 2-23）

表 2-7　人口の実績と推計

| 年度 | 実績値 | 推計値 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
| 人口 | 429,058 | 428,571 | 428,085 | 427,598 | 427,112 | 426,625 | 426,139 |

| 推計値 | | | | | 増減率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2019年度比 |
| 424,642 | 423,146 | 421,649 | 420,152 | 418,656 | -2.4 |

図 2-23　人口の実績と推計

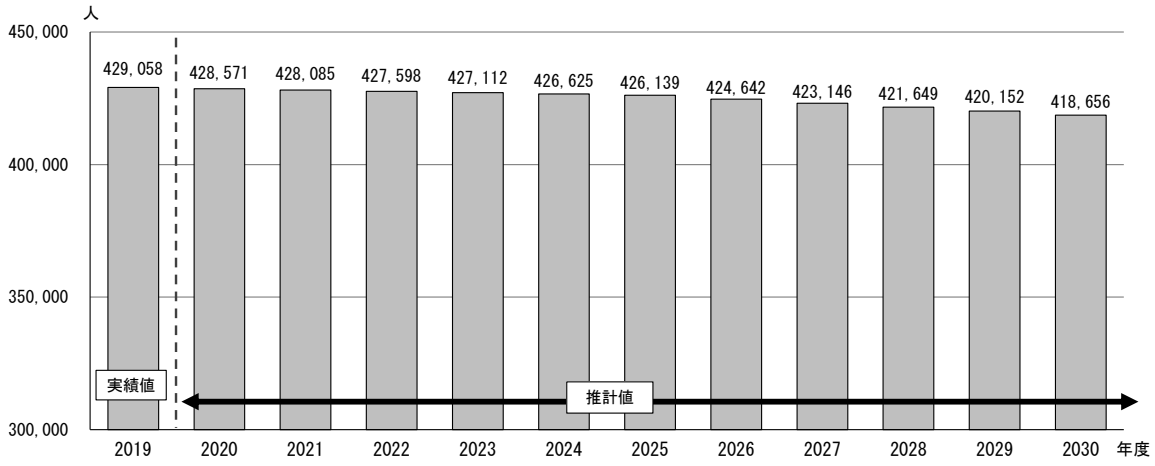

## （２）将来のごみ排出量の見込み

新たなごみ減量施策を講じない場合、本市のごみ量がどのように推移するかを推計しました。（表 2-8、図 2-24）

ごみ排出量全体を見ると、2.8%の減少となっており、家庭系ごみは 0.2%増加、事業系ごみは 2.7%の減少となっており、特に近年減少傾向が大きくなっている集団回収は約 28.4%減少すると考えられます。

表 2-8　ごみ排出量の実績と推計

| 年度 | 実績値 | 推計値 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |
| 家庭系ごみ | 90,587 | 90,234 | 90,474 | 90,694 | 90,894 | 91,077 | 91,243 |
| 事業系ごみ | 19,315 | 19,937 | 19,791 | 19,653 | 19,523 | 19,400 | 19,284 |
| 集団回収 | 10,691 | 10,301 | 9,978 | 9,673 | 9,384 | 9,110 | 8,851 |
| 合計 | 120,593 | 120,472 | 120,243 | 120,019 | 119,800 | 119,587 | 119,379 |

| 推計値 | | | | | 増減率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2019年度比 |
| 91,178 | 91,098 | 91,005 | 90,899 | 90,780 | 0.2 |
| 19,174 | 19,069 | 18,970 | 18,876 | 18,786 | -2.7 |
| 8,586 | 8,334 | 8,095 | 7,868 | 7,652 | -28.4 |
| 118,938 | 118,502 | 118,070 | 117,642 | 117,219 | -2.8 |

図 2-24　ごみ量の実績と推計

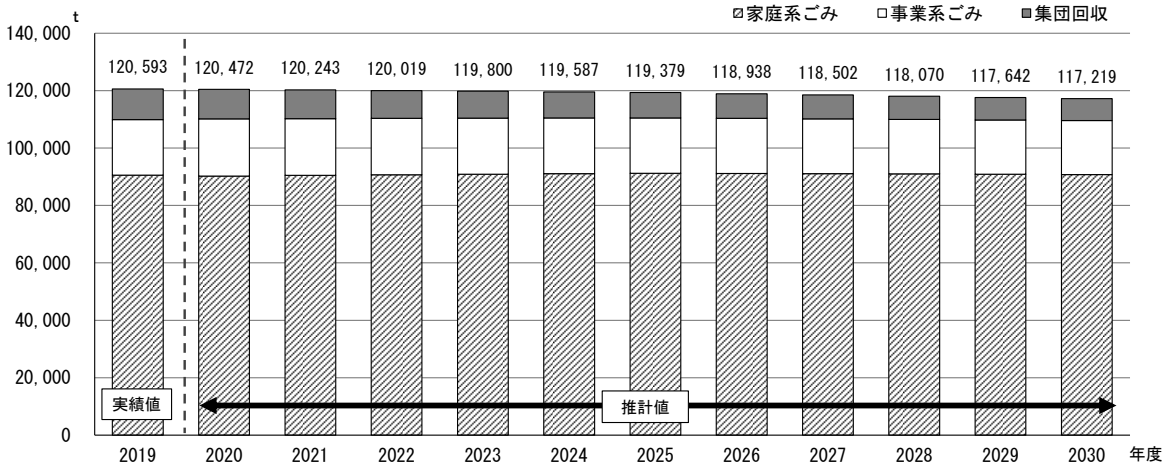


※「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」、「集団回収（品目別）」ごとに、近年３年間の排出量実績を人口と年間日数で割った「１人１日当たりの排出量」から推計。（予測手法については、資料編参照）

## （３） 目標値の設定

東京都が 2019 年 12 月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」では、2030 年に向けた廃棄物関連の主要目標として次の 3 点が掲げられています。

①一般廃棄物のリサイクル率 37%

②家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減（2017 年度比）

③食品ロス発生量 50%削減（2000 年度比）

町田市では、これらの目標を参考に全体目標を設定いたしました。目標年度は、本計画の最終年度である 2030 年度とします。

| 全体目標１ | 「1 人 1 日あたりごみ排出量」を、「714g/人日」に削減します。 |
|---|---|

発生抑制を重視し、資源を含む総ごみ量を 120,593t（2019 年度）から 109,093t（2030 年度）へ削減します。1 人 1 日あたりに換算すると、768g/人日（2019 年度）から 714g/人日（2030 年度）となり、54g の削減です。

１人１日あたりごみ排出量　＝（総ごみ量+集団回収量）÷人口÷日数

※54g の目安は卵 1 個

| 全体目標２ | 「総資源化率」を、「40%」まで高めます。 |
|---|---|

生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、資源化率の向上に向けた取組を進め、31%（2019 年度）から 40%（2030 年度）へ 9 ポイント向上させます。

※バイオガス化による資源化量は、メタンガス重量換算量とする。

総資源化率＝資源化量合計÷（総ごみ量+集団回収量）

※資源化量合計には焼却灰をエコセメント化する量も含む。

| 全体目標３ | 「温室効果ガス排出量」を、「2019 年度比 30%削減」します。 |
|---|---|

発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を、約 34,000 トン（2019 年度）から約 24,000 トン（2030 年度）へ約 30%削減します。

温室効果ガス排出量＝一般廃棄物（プラスチックごみ及び合成繊維）の焼却に伴い排出される非エネルギー起源 $CO_2$＋一般廃棄物の焼却に伴い排出される$CH_4$及び$N_2O$

※地方公共団体実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル算定手法編より

## （４）目標達成時のごみ量

2019 年度と、最終年度 2030 年度（目標達成時）のごみ排出量、資源化量はそれぞれ図２-25、図２-26 のとおりです。

家庭系ごみについては、食品ロスの削減や生ごみ処理機の導入等により、生ごみの 4,000ｔ削減を目指します。また、燃やせるごみに混入している紙類の資源化（1,000ｔ）に加え、容器包装プラスチックの分別収集を全市域に拡大することで、4,000ｔを資源化するほか、プラスチック類の使用そのものを減らすことで 2,000ｔの削減を目指します。家庭系ごみ全体では、発生抑制により 9,500ｔの削減、分別の徹底により 5,000ｔの資源化を目指します。

事業系ごみについては、食品ロスの削減や紙類の発生抑制等により生ごみや紙類の 2,000ｔ削減を目指します。

図 2-25　目標達成時のごみ量

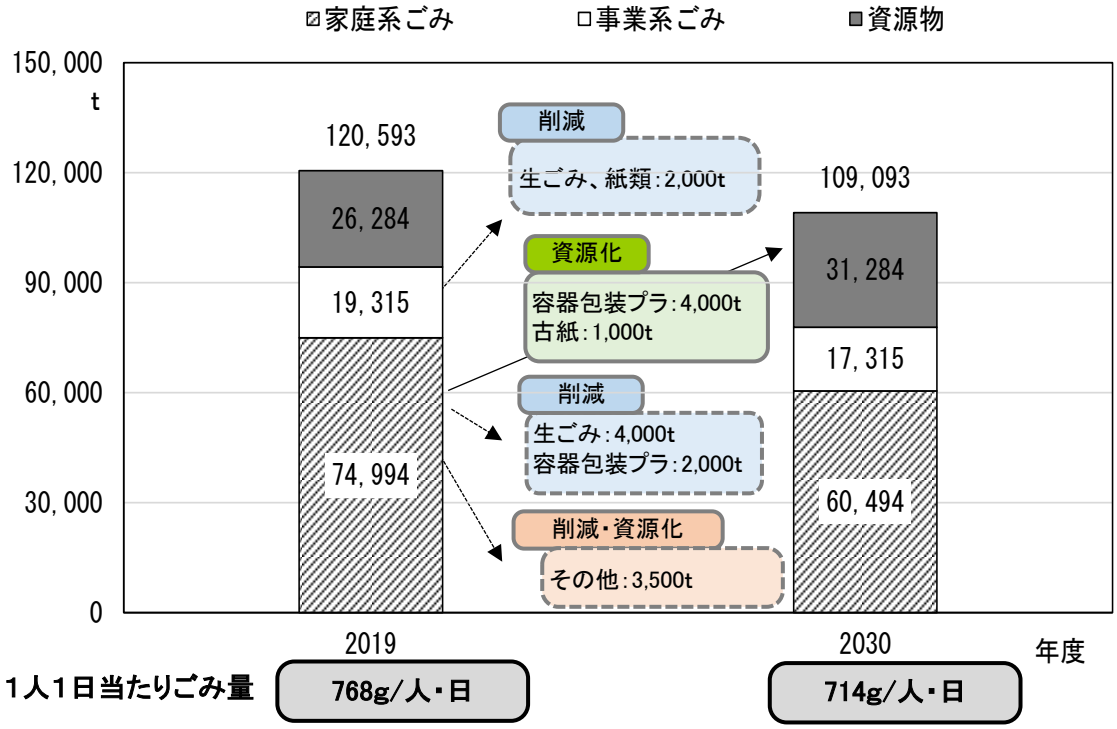

図 2-26　目標達成時の資源化量

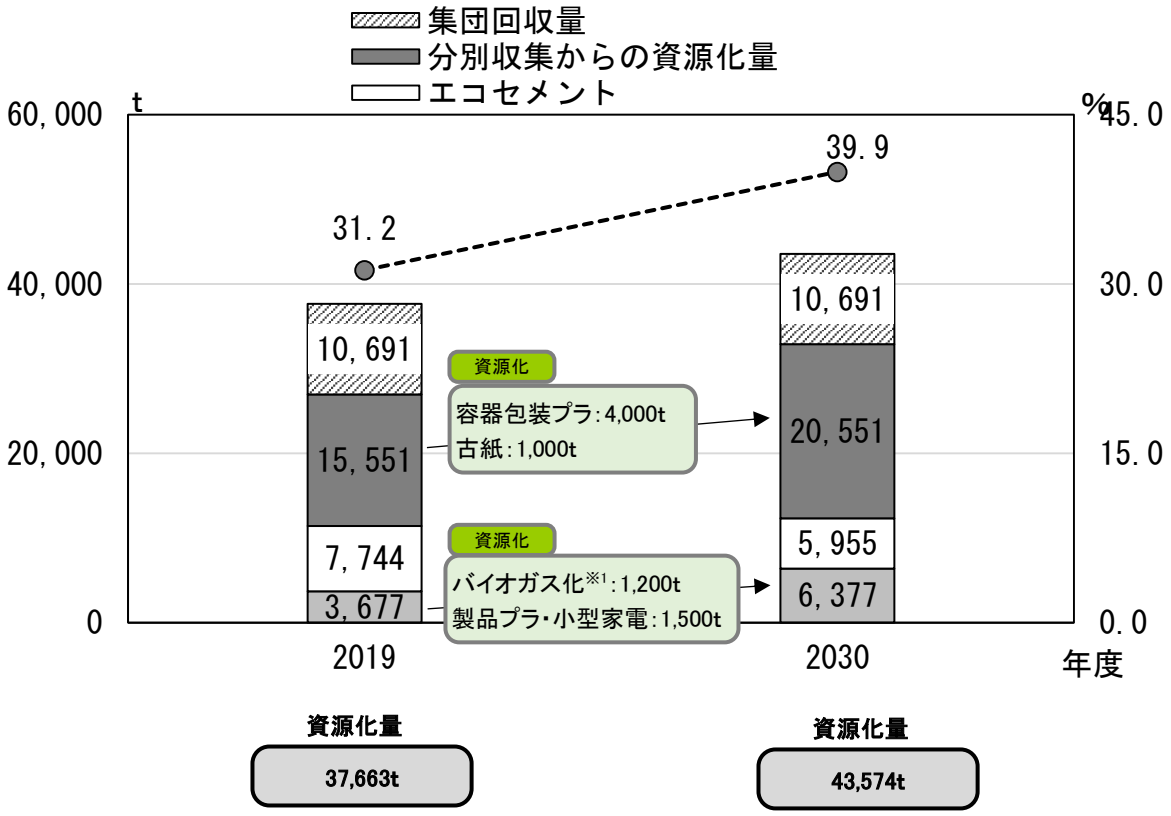


※1 バイオガス化による資源化量は、メタンガス重量換算量で試算

# 第３章　施策

## １．施策体系

前項で掲げた目標値の達成に向け、５つの基本方針に沿って、様々な施策を展開していきます。基本方針とそれぞれの施策について、本計画の施策体系を表２－９に示します。

表 2-9　施策体系

**基本方針１**　市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

**施策**

1-1　市民との連携による取組の推進
1-2　事業者・各種団体との連携による取組の推進
1-3　市民や事業者の主体的取組の支援

**基本方針２**　家庭系ごみの減量を進めます。

**施策**

2-1　生ごみの減量の推進
2-2　プラスチックごみの減量の推進
2-3　その他の家庭系ごみの減量の推進
2-4　家庭系ごみ処理手数料の見直し検討

**基本方針３**　事業系ごみの減量を進めます。

**施策**

3-1　事業系ごみの適正排出の推進
3-2　事業系ごみの減量の促進
3-3　事業系ごみ処理手数料の見直し検討

**基本方針４**　環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

**施策**

4-1　一般廃棄物処理施設の整備
4-2　収集体制の整備
4-3　資源の有効活用の推進

**基本方針５**　社会的課題への対応を強化します。

**施策**

5-1　災害時等のごみ処理に関する対応力強化
5-2　超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題への対応
5-3　不適正処理防止対策

## ２．施策の展開

これまで実施していた施策を継続するとともに、新たな施策に取り組みます。

また、目標達成に向けて特に重要な項目については、「重点」施策に位置づけ、積極的に取り組んでいきます。

### 基本方針1
### 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

#### １－１　市民との連携による取組の推進

一人ひとりのごみの減量・資源化の意識の向上のため、市民に対する周知・啓発、町内会・自治会と連携した取組を推進します。また、将来を担う子どもたちに対する３Ｒ学習の充実・強化を図るため、学校等の教育機関を通じた取組を推進します。

**市民の取組**

・各種講座への参加、受講内容の実践・拡散

**行政の取組**

・各種講座の実施
・学校や関係機関を通じた３Ｒ学習の実施

#### １－２　事業者・各種団体との連携による取組の推進

ごみの減量・資源化への関心を高めてもらうために、飲食店や小売店等の事業者、地域のスポーツチーム及び大学等の各種団体と連携した取組を推進します。

**市民の取組**

・各種キャンペーンへの参加、キャンペーン内容の実践・拡散

**事業者・各種団体の取組**

・各種キャンペーンの実施、協力

**行政の取組**

・各種キャンペーンの実施、協力
・協働事業者・団体等の発掘、連携

## １－３　市民や事業者の主体的取組の支援

市民や地域団体、事業者が主体的にごみの減量や資源化促進に向けて取り組めるように、情報や機会の提供等の支援を行い、取組を後押しします。

**市民や地域団体の取組**

・個人、団体によるごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

**事業者の取組**

・独自のごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

**行政の取組**

・ホームページやＳＮＳ、ごみ分別アプリ、広報紙等、多様な情報ツールを用いての情報発信
・市民や地域団体、事業者が主体的に行う取組の支援

## 基本方針2
## 家庭系ごみの減量を進めます。

### 2－1　生ごみの減量の推進

生ごみは、燃やせるごみに占める割合が最も多いごみです。生ごみの減量に向けては、「作ったものを食べきる」、「食材を使い切る」など、ごみとしないための取組が重要です。生ごみの減量に向けて、食品ロスの削減の取組や水切りの啓発を行います。

また、生ごみとして出るものは、家庭における自家処理等を推進します。

**市民の取組**

- 食品の食べ切り、使い切りの実施
- 生ごみの水切りの実施
- 生ごみの自家処理の推進

**事業者の取組**

- 量り売り、小分け販売、小盛メニュー等食品ロス削減に向けた取組の実施
- 食品の食べきり、使い切りの市民への啓発

**行政の取組**

- 食品ロス削減、水切り等の啓発
- 生ごみ処理機等の利用促進、一次生成物の活用方法の検討・広報

### 2－2　プラスチックごみの減量の推進

廃プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガス、海洋プラスチック問題への対策として、プラスチックごみの発生を抑制する必要があります。事業者等と連携しながら店舗等でのレジ袋の使用削減や簡易包装の選択等を推進していきます。また、容器包装プラスチックの分別排出の徹底を促すとともに、製品プラスチックの施設内での資源化を実施します。

**市民の取組**

- レジ袋やプラスチック製品の利用削減
- 容器包装プラスチックの分別

**事** 業者の取組

・簡易包装の実施
・プラスチック容器等の店頭回収の推進

**行** 政の取組

・容器包装プラスチック資源化施設の整備・運営
・製品プラスチック選別施設の整備・運営
・マイバッグ、マイボトル、プラスチック代替品等の利用促進の広報
・海洋プラスチック等、環境への影響についての情報提供

## ２－３　その他の家庭系ごみの減量の推進

リデュース、リユース、リサイクルの取組の推進はごみの減量だけでなく、環境負荷の低減にもつながります。家庭系ごみの更なる減量を推進するため、様々な方法による啓発やリデュース、リユース、リサイクルの推進に向けた取組を実施します。

**市** 民の取組

・紙類等の減量・資源化
・リユース品・レンタル品の活用
・リサイクルできるものの適正排出の徹底

**事** 業者の取組

・過剰包装の削減
・マイボトル・マイバッグなどのリユースの推進

**行** 政の取組

・ごみ減量アイデアの募集・紹介
・リデュース、啓発の強化
・粗大ごみのリユース販売の強化
・適正排出の推進

### ２－４　家庭系ごみ処理手数料の見直し検討

社会情勢や近隣市の状況等、町田市を取り巻く環境を踏まえ、家庭系ごみの排出量に注視し、ごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います。

**行政の取組**

・社会動向を踏まえた手数料のあり方（見直し）の検討

## 基本方針3
## 事業系ごみの減量を進めます。

### 3－1　事業系ごみの適正排出の推進

事業系ごみの搬入物検査や組成調査結果では、プラスチック類などの不適正物が混入していることが確認されています。事業系一般廃棄物と産業廃棄物を適正に処理するためには、正しく分別することが必要です。事業者がこれまで以上に、適正排出に向けて積極的かつ主体的に取り組めるように事業所の規模に応じた支援・指導します。

**事　業者の取組**

- 事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した適正排出の実施
- 優良事業者表彰制度への応募

**行　政の取組**

- 適正排出のための情報提供、訪問指導の実施
- 工場での搬入物検査の実施
- 優良事業者の表彰・公表

### 3－2　事業系ごみの減量の促進

事業系ごみの中には飲食店等から排出される食べ残しなどの生ごみが多く含まれており、食品ロス削減に向けて、事業者と連携した取組が必要です。また、事業系紙類の削減、資源化の促進や、今後資源化の可能性が考えられる事業系紙おむつ等の新たな品目について情報を収集・提供し、事業者等へ働きかけを行います。

**市　民の取組**

- 飲食店での食べ切りによる食品ロス削減
- 小売店での見切り品積極購入

**事　業者の取組**

- 食品廃棄物の減量・資源化
- 事業系紙類の減量・資源化
- 新たな品目の資源化の実施

**行政の取組**

・公共施設から出るごみの減量
・食品廃棄物の減量・資源化に向けた情報提供や働きかけ
・資源化できる紙類の受入検討
・新たな品目の資源化に向けた研究、情報提供や働きかけ

### ３－３　事業系ごみ処理手数料の見直し検討

社会情勢や近隣市の状況等を踏まえ、事業系ごみの排出量に注視しながらごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います。

**行政の取組**

・社会動向を踏まえた手数料のあり方（見直し）の検討

## 基本方針4
## 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

### ４－１　一般廃棄物処理施設の整備

循環型社会を実現するため、新たなごみ処理施設・生ごみのバイオガス化施設の整備を進め、稼働後は安定した運用と効率的なエネルギー回収を図ります。新たに整備する施設については、社会的情勢をふまえ、効果的・効率的に処理できる体制の構築を検討していきます。

**行政の取組**

- 新しいごみ処理施設の整備、効率的なエネルギー回収の推進
- 不燃・粗大ごみ処理施設の整備、施設内資源化の推進
- 生ごみのバイオガス化施設の整備、効率的なエネルギー回収の推進
- 資源ごみ処理施設の整備（ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等）
- 見学等の学習の場の提供

### ４－２　収集体制の整備

ごみ・資源の収集体制については、人口や生活様式の変化によるごみ・資源の量に対応した体制とする必要があります。また、収集運搬体制の見直しにあたっては、費用対効果や収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの削減を意識した見直しを行います。

**行政の取組**

- 効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討・構築

### ４－３　資源の有効活用の推進

おむつや草木などの増加傾向にあるごみについて対応するため、資源化可能な品目の拡大に向けて、資源化ルート等の調査研究を継続し、さらなる資源の有効活用を図ります。また、小売店等が独自に行う拠点回収について、小売店等と情報を共有するとともに、市民への情報提供を行い、回収品目の拡大を推進します。

**事　業者の取組**

・小売店独自の拠点回収の実施

**行　政の取組**

・新たな資源化品目拡大に向けた調査研究
・回収拠点や回収品目の増加等の推進

## 基本方針5
## 社会的課題への対応を強化します。

### 5－1　災害時等のごみ処理に関する対応力強化

自然災害に伴い発生する災害廃棄物は、災害の規模によっては処理に数年の期間を必要とするほど大量に発生します。

これらの災害廃棄物等を安全かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画や行動マニュアル等を見直すとともに、庁内外の連携体制の整備、教育訓練を実施します。

**市　民の取組**

・災害時におけるごみの適正排出

**事　業者の取組**

・災害時におけるごみの適正排出
・災害時の協定締結

**行　政の取組**

・災害廃棄物処理計画及び行動マニュアルの見直し
・迅速な初動対応のための教育・訓練の実施
・他自治体や民間事業者等との連携体制の整備
・災害時等におけるごみの収集・処理体制の確保

### 5－2　超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題への対応

超高齢社会を迎え、ごみや資源の分別、排出における負担の増加が考えられるため、現在実施しているふれあい収集の継続とともに、資源の戸別収集の可能性を検討します。また、今後排出の増加が予想される紙おむつの資源化について、他市事例の情報を収集する等の研究を進めます。

**市　民の取組**

・ふれあい収集の活用

**行 政の取組**

- 資源の戸別収集の検討
- ふれあい収集の実施
- 紙おむつなどの資源化事業の研究

## ５－３　不適正処理防止対策

ごみのポイ捨て、不法投棄、持ち去り行為や違法回収は、景観の悪化や環境汚染だけでなく、不法投棄された廃棄物の収集や処理などの経済的な損失が生じます。これらの違法行為を防止するための啓発・取り締まり等の対策を推進します。

**市 民や地域団体の取組**

- ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- 持ち去り防止活動の協定締結
- ごみの適正排出

**事 業者の取組**

- ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- 不動産管理における不法投棄対策の強化

**行 政の取組**

- 環境美化活動の推進
- 違法行為防止のためのパトロール強化
- ごみの適正な排出方法の広報
- 近隣自治体との情報共有
- 東京都（産業廃棄物対策所管部署）との連携

## ３．目標年度における分別収集区分と処理処分方法

### （１）ごみ・資源の分別収集区分と収集方法

目標年度における、ごみ・資源の分別区分を表 2-10 に示します。収集方法等については、人口や生活様式の変化によるごみ・資源の量に対応した体制とする必要があるため、継続して検討していきます。

表 2-10　ごみ・資源の分別区分

| 分別区分 | |
|---|---|
| 家庭系ごみ | 燃やせるごみ |
| | 燃やせないごみ |
| | 粗大ごみ |
| | 古紙 |
| | 古着 |
| | ビン |
| | カン |
| | ペットボトル |
| | 有害ごみ |
| | 容器包装プラスチック、製品プラスチック |
| | 剪定枝 |
| | （拠点回収）白色トレイ、紙パック、ペットボトル、小型家電、インクカートリッジ |
| | （リサイクル広場）家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、プラスチック類、廃食用油、紙容器、小型家電、インクカートリッジ等 |
| 事業系ごみ | 少量排出事業者の一般廃棄物 |
| | 上記以外の事業者の一般廃棄物 |

## （２）目標年度における中間処理・最終処分方法

現在、町田市バイオエネルギーセンターとして、熱回収施設（焼却施設）、バイオガス化施設を建設しているほか、資源ごみ処理施設の整備に向けて協議を行っており、計画している全ての施設が稼働した時点での中間処理・最終処分方法については表２-16 のとおりです。資源ごみ処理施設では、ビン・カン、容器包装プラスチック、ペットボトル、トレイ・紙パック等の選別・圧縮・梱包等を行い、資源化していきます。

焼却施設から発生した焼却残さや飛灰については、最終処分場に埋め立てることなく、エコセメント化施設でのエコセメント化を行っていきます。

表 2-11　ごみ・資源の中間処理・最終処分方法

| 分別区分 | | 中間処理 | | 最終処分 |
|---|---|---|---|---|
| | | | 処理方法 | |
| 収集 | 剪定枝 | 剪定枝資源化ｾﾝﾀｰ | 破砕・発酵 | 再資源化 |
| | 燃やせるごみ | 熱回収施設（焼却施設）<br>バイオガス化施設、<br>不燃・粗大ごみ処理施設 | 焼却<br>バイオガス化 | 再資源化・<br>焼却灰は<br>ｴｺｾﾒﾝﾄ化 |
| | 燃やせないごみ | | 再利用<br>破砕・選別 | 再資源化 |
| | 粗大ごみ | | 再利用・再使用<br>破砕・選別 | |
| | 容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ<br>製品ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ | 資源化ごみ処理施設 | 選別・減容 | |
| | ペットボトル | | 選別 | |
| | ビン・カン | | 選別<br>ｶﾝは圧縮 | |
| | 有害ごみ | | 保管 | |
| | 古紙・古着 | 民間 | 選別 | |
| 拠点回収 | トレイ（白色） | 資源化ごみ処理施設 | 選別 | |
| | 紙パック | | 選別 | |
| | 小型家電 | | 選別 | |
| | インクカートリッジ | | 選別 | |
| | ペットボトル | | 減容 | |
| | リサイクル広場対象品目 | | 選別 | |

# 第４章　計画の進行管理

## １．進捗状況の点検、評価、見直し

### （１）計画の周知

本計画については、市の広報やホームページ、各種講座等で周知し、市民や事業者の取組を推進していきます。

### （２）進捗状況の点検、評価、見直し

計画の進捗状況については、「廃棄物減量等推進審議会」において、各取組の状況や施策の効果を点検、評価し、その結果を市の広報やホームページ、等を通じて広く公表します。

なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行います。

### （３）国や都・周辺自治体との連携

持続可能な循環型社会の実現に向けては、本市のごみ・資源の処理における問題だけではなく、災害時の対応等広域での対策が求められる課題もあります。これらについては、国や都の動向を確認しながら、他自治体等と連携し、取り組んでいきます。

図 2-27　ＰＤＣＡサイクル

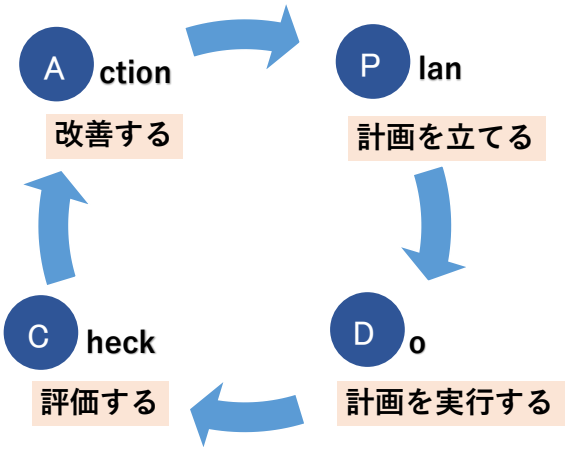

# 第３部

# 生活排水処理基本計画

## １．計画期間

本計画の計画期間は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。

## ２．計画目標

し尿を含めた生活排水は公共下水道で処理することとし、市街化調整区域の一部については合併処理浄化槽を普及促進することを目標とします。

## ３．生活排水処理の現状

本市における、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の普及に伴い減少し続けています。2019 年度末現在における下水道人口普及率は約 99%となっており、今後も下水接続に伴い処理量の減少が見込まれますが、工事現場やイベント用の仮設トイレについては存続するものと考えられます。

表 3-1　処理形態別人口の推移

（単位：人）

| 年度 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|---|---|---|---|---|---|
| 計画処理区域人口 | 426,999 | 428,203 | 429,070 | 428,589 | 429,058 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | 420,508 | 423,084 | 424,253 | 424,770 | 425,210 |
| 下水道 | 413,567 | 417,253 | 419,061 | 420,684 | 420,840 |
| 合併処理浄化槽 | 6,941 | 5,831 | 5,192 | 4,086 | 4,370 |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽） | 5,565 | 4,293 | 4,047 | 3,113 | 3,225 |
| 非水洗化人口（くみ取り人口） | 926 | 826 | 770 | 706 | 623 |

表 3-2　し尿処理量の推移

（単位：キロリットル/年）

| 年度 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般世帯 | 1,370 | 1,016 | 712 | 597 | 537 |
| 公共施設 | 16 | 17 | 14 | 13 | 12 |
| 仮設トイレ等 | 691 | 667 | 586 | 513 | 495 |
| 合計 | 2,077 | 1,700 | 1,312 | 1,123 | 1,044 |

表 3-3　浄化槽汚泥量の推移

（単位：キロリットル/年）

| 年度 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
|---|---|---|---|---|---|
| 浄化槽汚泥 | 7,526 | 7,385 | 5,754 | 6,850 | 6,022 |

## ４．し尿の処理方法

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、境川クリーンセンターし尿等投入施設に搬入されます。そこで脱水処理を行うことで助燃剤として再資源化します。助燃剤は、清掃工場に運搬して焼却炉の燃焼を助ける材料として利用します。脱水処理で発生する処理水は、井戸水で希釈後に公共下水道へ放流し、下水処理場である成瀬クリーンセンターで終末処理されます。

## ５．収集・運搬方法

し尿収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯や事業者を対象として実施しています。申し込みに応じて市の委託業者が収集しています。

浄化槽汚泥は、許可事業者が浄化槽管理者からの依頼に応じ、随時収集運搬しています。

## ６．合併処理浄化槽の普及促進

市街化調整区域の汚水管整備がされない地区において、合併処理浄化槽設置事業補助金制度および啓発活動の実施を通し、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを促進していきます。

## ７．浄化槽の適正な維持管理の推進

浄化槽の適正な維持管理の実施を推進し、浄化槽放流水の水質向上を図ることで、広域的な水環境の保全に貢献します。浄化槽法で定められた三大義務（保守点検・清掃・法定検査）の実施者に対する浄化槽維持管理費補助金制度の利用促進および未実施者へ対する啓発活動に取り組んでいきます。

## ８．施設

境川クリーンセンターし尿等投入施設が、2019 年 3 月から稼働しています。

この施設は、循環型社会形成の一環として、汚泥を助燃剤として再資源化する機能を備えています。し尿等の搬入量の減少にあわせた施設規模となっています。施設から周辺への環境影響対策として、活性炭での脱臭設備に加えて薬品を使用した脱臭設備を備えています。

表３−４　施設の概要

所在地：木曽東二丁目 1 番 1 号境川クリーンセンター
敷地面積：2433 平方メートル（ほかに緩衝帯約 500 平方メートル）
延床面積：760 平方メートル
処理能力：日当たり 41.5 キロリットル
処理方式：脱水汚泥は助燃剤化、脱水ろ液は希釈後、下水道放流

# 第２章　今後の取組

## １．今後の発生量予測

今後のし尿及び浄化槽汚泥の発生量は表３－５のとおりです。

表３－５　し尿及び浄化槽汚泥搬入量の将来推計

（単位：キロリットル/年）

| 年度 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 浄化槽汚泥 | 7,365 | 7,199 | 7,027 | 6,850 | 6,659 | 6,485 | 6,286 | 6,076 | 5,864 | 5,653 | 5,443 |
| し尿 | 990 | 891 | 802 | 722 | 649 | 584 | 549 | 549 | 549 | 549 | 549 |

## ２．今後の取組

快適な市民生活と環境保全、ならびに市民サービスの向上を目指して、計画的なし尿収集と投入施設の保守及び適正な運転管理を行っていきます。